

号 外 第 3 （ 平 成 3 0 年 3 月 3 0 日 発 行 ）	発 行 日 5 日 、 1 5 日 、 2 5 日
横 浜 市 報	発 行 所 横 浜 市 役 所 横 浜 市 中 区 港 町 1 丁 目 1 番 地

目 次

頁

〔条例〕

- △ 横浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例【健康福祉局保険年金課】 3

〔規則〕

- △ 難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則【健康福祉局保健事業課】 5
- △ 横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例施行規則【道路局交通安全・自転車政策課】 31
- △ 横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例施行規則【経済局誘致推進課】 40
- △ 横浜市公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則【政策局大学調整課】 52
- △ 市長代理順序規則及び横浜市副市長事務分担規則の一部を改正する規則【総務局人事課】 55
- △ 横浜市事務分掌規則等の一部を改正する規則【総務局人事課】 61
- △ 横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則【総務局労務課】 72
- △ 横浜市工業技術支援センター条例施行規則の一部を改正する規則【経済局工業技術支援センター】 74
- △ 横浜市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則【健康福祉局保険年金課】 75
- △ 横浜市建築基準法施行細則の一部を改正する規則【建築局建築企画課】 97
- △ 横浜市予算、決算及び金銭会計規則の一部を改正する規則【会計室会計管理課】 98

〔告示〕

- △ 公印の新調【総務局行政・情報マネジメント課】 99
- △ 企業立地等促進特定地域の指定【経済局誘致推進課】 100

〔公告〕

- △ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 114

〔達〕

- △ 横浜市係設置規程等の一部改正【総務局人事課】 115
- △ 横浜市区役所の職員の勤務時間に関する規程の一部改正【総務局労務課】 120
- △ 横浜市再任用短時間勤務職員の勤務時間に関する規程の一部改正【総務局労務課】 121
- △ 横浜市経済局成長戦略推進部誘致推進課の職員の勤務時間に関する規程の一部改正【経済局総務課】 189
- △ 横浜市保育所職員の勤務時間に関する規程の一部改正【こども青少年局保育・教育運営課】 190
- △ 横浜市松風学園職員の勤務時間に関する規程の一部改正【健康福祉局職員課】 194
- △ 横浜市公園緑地事務所規程の一部改正【環境創造局公園緑地管理課】 196

〔消防局〕

- △ 横浜市消防局、消防署係設置規程の一部改正【企画課】 197

〔医療局病院経営本部〕

- △ 横浜市病院事業の経営する病院条例施行規程の一部を改正する規程【市民病院がんセンター】 199

〔教育委員会〕

- △ 横浜市立子安小学校プールの管理運営に関する規則【学校支援・地域連携課】 201

△ 横浜市教育委員会公印規則の一部を改正する規則【総務課】	209
△ 横浜市教育文化センター条例施行規則の一部を改正する規則【指導企画課】	210
△ 横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則【職員課】	211
△ 視聴覚教材機材の貸出に関する規則の一部を改正する規則【指導企画課】	214
【その他】	
△ 横浜市事務決裁規程の全部改正についての一部改正について（副市長依命通達）【総務局人事課】	216
△ 係事務分担の一部改正【総務局人事課】	217
△ 区役所係事務分担の一部改正【総務局人事課】	223
△ 横浜市公印規則の施行についての一部改正について（通知）【総務局行政・情報マネジメント課】	224
△ 契約事務に関する決裁事項及び専決事項の一部改正【財政局契約第一課】	225
△ 横浜市予算、決算及び金銭会計規則の全部改正についての一部改正について（副市長依命通達）【会計室会計管理課】	227

条 例

横 浜 市 国 民 健 康 保 険 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 を こ こ に 公 布 す る

。

平 成 30 年 3 月 30 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 条 例 第 38 号

横 浜 市 国 民 健 康 保 険 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 国 民 健 康 保 険 条 例 （ 昭 和 35 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 35 号 ） の 一
部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

付 則 に 次 の 1 項 を 加 え る 。

（ 平 成 30 年 度 か ら 平 成 35 年 度 ま で の 各 年 度 に お け る 後 期 高 齢 者 支
援 金 等 賦 課 総 額 等 の 特 例 ）

- 19 平 成 30 年 度 か ら 平 成 35 年 度 ま で の 各 年 度 に お け る 第 12 条 の 2 、
付 則 第 3 項 の 規 定 に よ り 読 み 替 え て 適 用 さ れ る 第 13 条 及 び 付 則 第
10 項 の 規 定 に よ り 読 み 替 え て 適 用 さ れ る 第 16 条 の 2 の 規 定 の 適 用
に つ い て は 、 第 12 条 の 2 第 1 項 第 1 号 中 「 第 29 条 の 7 第 1 項 第 1
号 」 と あ る の は 「 附 則 第 5 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 読 み 替 え ら れ た
同 令 第 29 条 の 7 第 1 項 第 1 号 」 と 、 同 項 第 2 号 中 「 第 29 条 の 7 第
1 項 第 2 号 」 と あ る の は 「 附 則 第 5 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 読 み 替
え ら れ た 同 令 第 29 条 の 7 第 1 項 第 2 号 」 と 、 同 項 第 3 号 中 「 第 29
条 の 7 第 1 項 第 3 号 」 と あ る の は 「 附 則 第 5 条 第 2 項 の 規 定 に よ
り 読 み 替 え ら れ た 同 令 第 29 条 の 7 第 1 項 第 3 号 」 と 、 付 則 第 3 項
の 規 定 に よ り 読 み 替 え て 適 用 さ れ る 第 13 条 各 号 列 記 以 外 の 部 分 中
「 付 則 第 3 項 」 及 び 「 同 項 」 と あ る の は 「 付 則 第 19 項 の 規 定 に よ
り 読 み 替 え ら れ た 、 付 則 第 3 項 」 と 、 同 項 の 規 定 に よ り 読 み 替 え
て 適 用 さ れ る 同 条 第 1 号 イ 中 「 第 69 条 」 と あ る の は 「 附 則 第 22 条
の 規 定 に よ り 読 み 替 え ら れ た 法 第 69 条 」 と 、 「 及 び 介 護 納 付 金 」
と あ る の は 「 及 び 病 床 転 換 支 援 金 等 （ 法 附 則 第 22 条 の 規 定 に よ り
読 み 替 え ら れ た 法 第 69 条 に 規 定 す る 病 床 転 換 支 援 金 等 を い う 。 以
下 同 じ 。 ） 並 び に 介 護 納 付 金 」 と 、 「 同 条 」 と あ る の は 「 法 附 則
第 22 条 の 規 定 に よ り 読 み 替 え ら れ た 法 第 69 条 」 と 、 同 項 の 規 定 に
よ り 読 み 替 え て 適 用 さ れ る 同 号 エ 中 「 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 及 び 」
と あ る の は 「 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 及 び 病 床 転 換 支 援 金 等 並 び に 」
と 、 同 項 の 規 定 に よ り 読 み 替 え て 適 用 さ れ る 同 条 第 2 号 ア 中 「 後
期 高 齢 者 支 援 金 等 及 び 」 と あ る の は 「 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 及 び 病
床 転 換 支 援 金 等 並 び に 」 と 、 同 項 の 規 定 に よ り 読 み 替 え て 適 用 さ
れ る 同 号 イ 中 「 第 70 条 第 1 項 」 と あ る の は 「 附 則 第 22 条 の 規 定 に
よ り 読 み 替 え ら れ た 法 第 70 条 第 1 項 」 と 、 付 則 第 10 項 の 規 定 に よ

り読み替えて適用される第16条の2各号列記以外の部分中「付則第10項」とあるのは「付則第19項の規定により読み替えられた、付則第10項」と、同項の規定により読み替えて適用される同条第1号中「後期高齢者支援金等」とあるのは「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

規 則

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則をここに公布する。

平成30年3月30日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第31号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「法」という。）の施行については、難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成26年政令第358号）及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法の例による。

(支給認定の申請)

第3条 省令第12条第1項に規定する申請書は、特定医療費支給認定申請書（第1号様式）とする。

2 前項の申請書には、省令第12条第2項第1号及び第3項の診断書並びに同条第2項第2号に掲げる書類のほか、市長が別に定める書類を添付しなければならない。

(申請内容の変更の届出)

第4条 省令第13条第2項に規定する届出書は、特定医療費支給認定変更届出書（第2号様式）とする。

(指定医の指定の申請)

第5条 省令第16条第1項に規定する申請書は、指定医指定申請書（第3号様式）とする。

(指定医の指定の更新申請)

第6条 指定医は、省令第17条第2項の規定による更新を受けようとするときは、指定医指定更新申請書（第4号様式）により市長に申請するものとする。

(申請内容の変更の届出)

第7条 省令第19条の規定による届出は、指定医変更届出書（第5号様式）により行うものとする。

(指定医の指定の辞退)

第8条 省令第20条第1項の規定による指定医の指定の辞退は、指定医辞退申出書（第6号様式）により行うものとする。

2 前項の指定医辞退申出書には、市長が別に定める書類を添付しなければならない。

(医療受給者証)

第9条 法第7条第4項に規定する医療受給者証は、横浜市特定医療費(指定難病)受給者証(第7号様式)とする。

(医療受給者証の再交付の申請)

第10条 省令第27条第1項に規定する申請書は、医療受給者証再交付申請書(第8号様式)とする。

(特定医療費の請求)

第11条 支給認定患者等は、特定医療費の支給を受けようとするとき(法第7条第7項の規定に該当するときを除く。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる請求書を提出するものとする。

(1) 支給認定患者等が次号に掲げるものの以外の特定医療費の支給を受けようとするとき 特定医療費請求書(第9号様式)

(2) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による医療に関する給付に係る特定医療費の支給を受けようとするとき 特定医療費(介護給付等)請求書(第10号様式)

(支給認定の変更の申請)

第12条 省令第33条第1項に規定する申請書は、特定医療費支給認定変更申請書(第11号様式)とする。

(指定医療機関の指定の申請)

第13条 省令第35条に規定する申請書は、指定医療機関指定申請書(第12号様式)とする。

(指定医療機関の変更の届出)

第14条 法第19条の規定による届出は、指定医療機関変更届出書(第13号様式)により行うものとする。

(指定医療機関の休止等の届出)

第15条 省令第43条の規定による届出は、指定医療機関休止等届出書(第14号様式)により行うものとする。

(指定医療機関の指定辞退の申出)

第16条 省令第44条の規定による申出は、指定医療機関辞退申出書(第15号様式)により行うものとする。

(難病相談支援センターの設置の届出)

第17条 法第29条第3項の規定による届出は、難病相談支援センター設置届出書(第16号様式)により行うものとする。

(委任)

第18条 この規則の施行に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

こ の 規 則 は 、 平 成 30 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

第1号様式（第3条第1項）

(表)

特定医療費支給認定申請書

いずれかに○印をつけてください。

1 初めて申請する。 2 既に指定難病の支給認定を受けており、横浜市内からの転入である。

3 平成30年3月以前、神奈川県から指定難病の支給認定を受けていたことがある。

4 平成30年4月以降、横浜市から指定難病の支給認定を受けていたことがある。 受給者番号（ ）

※ 太枠内のみを御記入ください。

患者に関する事項	公費負担者番号		5	4	1	4	受給者番号														
	フリガナ						性別	個人番号		※ 患者の個人番号（12ケタ）を記入											
	氏名						男・女	生年月日		年		月		日							
	郵便番号						—		日中連絡がとれる電話番号		—		—								
	住所						横浜市 区														
	(旧住所)						都道府県		市区町村		※申請日が1月～6月で、前年1月1日時点の住所と現住所が異なる場合、前年1月1日の住所地を左欄に記入。申請日が7月～12月で、当年1月1日時点の住所と現住所が異なる場合、当年1月1日の住所地を左欄に記入										
	医療保険		保険証の記号・番号																		
			保険者番号				保険者の名称														
			被保険者の氏名 (国保、国保組合、後期高齢者「患者の氏名」)				患者から見た続柄														
	指定難病の名称(複数ある場合は全ての疾病名を記入してください。)																				
該当する場合は○をつけてください。						人工呼吸器等装着				軽症高額該当(※)				生活保護受給者							
支給認定基準世帯員等に関する事項	支給認定基準世帯員	氏名		患者から見た続柄		生年月日		個人番号													
						年 月 日															
						年 月 日															
						年 月 日															
						年 月 日															
						年 月 日															
	(旧住所)		都道府県		市区町村		※ 申請日が1月～6月で、前年1月1日時点の住所と現住所が異なる場合、前年1月1日の住所地を左欄に記入。申請日が7月～12月で、当年1月1日時点の住所と現住所が異なる場合、当年1月1日の住所地を左欄に記入														
	指定難病の特定医療費の支給認定を受けている方		氏名				受給者番号														
			氏名				受給者番号														
	小児慢性特定疾病の医療費の支給認定を受けている方		氏名				受給者番号														
氏名					受給者番号																
福祉保健センター受印			健康福祉局受領印		留意事項 ※ 軽症高額該当：疾患ごとに定められた認定基準のうち重症度基準を満たさない場合でも申請をした日の属する月以前の12か月（申請月を含む。なお、発症日が申請日から過去1年未満の場合は、発症日から）において、月ごとの医療費総額が33,330円を超える月が3か月以上ある場合は公費助成の対象となります。																
	※ 裏面も必ず御記入ください。																				
【福祉保健センター使用欄】		要確認	臨個票有・無	保険証有・無	同意書有・無	該当者	税証明	軽症高額該当	他特定医療費証明	他小児疾病証明	障害基礎年金等	海外在住									

(A4)

(裏)

指定医療機関（薬局、訪問看護ステーション含む。）に関する事項	1	名 称	
		所 在 地	
	2	名 称	
		所 在 地	
	3	名 称	
		所 在 地	
	4	名 称	
		所 在 地	
	5	名 称	
		所 在 地	
	6	名 称	
		所 在 地	

保護者についての記入は、患者本人が18歳未満の場合に必要です。
また、書類の送付を住所以外の送付先へ希望される方は下欄に御記入ください（個人番号欄は記入不要です。）。

保護者
（患者が
18歳未満の
場合に記入）
又は送付先

フリガナ		保護者の 個人番号	
氏 名		日中連絡がと れる電話番号	— —
患 者 か ら 見 た 続 柄		□←患者と同じ場合は、チェックを入れて記入を省略できます。	
送 付 先	〒 —		

難病の患者に対する医療等に関する法律第6条第1項の規定により、特定医療費の支給認定を申請します。

（申請先）
横浜市長

年 月 日

（申請者）
患者本人の氏名（患者が18歳未満の場合は保護者氏名）



（氏名を自署で記入したときは、押印を省略することができます。）

<診断書の研究利用への同意について>

本申請書に添付された診断書（臨床調査個人票）は、厚生労働省の難病治療研究事業のための基礎資料として使用されます。
また、診断書の使用に当たっては、個人情報の保護に十分配慮し、研究以外の目的には一切使用されることはありません。
なお、この同意は、添付された診断書を疾患研究の基礎資料として活用することに対する同意であり、臨床研究等の実施に関して協力を求める場合は、改めて、それぞれの研究者から主治医を介して説明が行われ、同意を得ることとされています。

上記のことに同意します。

はい ・ いいえ

← い ず れ か に ○ 印 を
つ け て く だ さ い 。

第2号様式（第4条）

（表）

特定医療費支給認定変更届出書

（届出先）
横浜市長

年 月 日

届出者 住所

氏名

㊞

患者から見た続柄

電話番号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第13条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

受 給 者 番 号							
患 者	フリガナ			生 年 月 日	年 月 日		
	氏 名						
	受給者証の住所	☐ ←届出者と同じ場合は、チェックを入れて記入を省略できます。 横浜市 区					
保 護 者 (患者が18歳未満の場合のみ記入)	フリガナ			患者から見た続柄			
	氏 名			生 年 月 日	年 月 日		
	受給者証の住所	横浜市 区					
受給者証の住所		☐ ←届出者と同じ場合は、チェックを入れて記入を省略できます。 横浜市 区					

※ 裏面に、変更があった事項のみを記入してください。

裏面あり

(A4)

(裏)

患 者	フリガナ							
	氏 名							
	住 所							
	医 療 保 険	保 険 証 の 記 号			保 険 証 の 番 号			
		保 険 者 番 号			保 険 者 名 称			
		被 保 険 者 氏 名			患 者 か ら 見 た 続 柄			
保 護 者 に 関 する 事 項 又 送 付 先	フリガナ				患 者 か ら 見 た 続 柄			
	氏 名							
	住 所 又 は 送 付 先	□←患者と同じ場合は、チェックを入れて記入を省略できます。						
支 給 認 定 基 準 世 帯 員 に 関 する 事 項	□ 追 加 □ 減 少 □ 変 更	フリガナ			患 者 か ら 見 た 続 柄			
		氏 名			生 年 月 日	年 月 日		
	□ 追 加 □ 減 少 □ 変 更	フリガナ			患 者 か ら 見 た 続 柄			
		氏 名			生 年 月 日	年 月 日		
	□ 追 加 □ 減 少 □ 変 更	フリガナ			患 者 か ら 見 た 続 柄			
		氏 名			生 年 月 日	年 月 日		
	□ 追 加 □ 減 少 □ 変 更	フリガナ			患 者 か ら 見 た 続 柄			
		氏 名			生 年 月 日	年 月 日		
	□ 追 加 □ 減 少 □ 変 更	フリガナ			患 者 か ら 見 た 続 柄			
		氏 名			生 年 月 日	年 月 日		

第3号様式（第5条）

（表）
指定医指定申請書

年 月 日

（申請先）

横浜市長

住 所

申請者

氏 名

㊞

電話番号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第15条第1項の規定により、次のとおり申請します。

指 定 医 の 種 類 (該当するものに○)	難病指定医 ・ 協力難病指定医	
(フリガナ) 氏 名		
生 年 月 日	年 月 日	
医 籍 登 録 年 月 日	年 月 日	
医 籍 登 録 番 号		
主たる勤務先の 医 療 機 関	名 称	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
	担当する診療科	
指定医の指定に関する事項（難病指定医は1又は2、協力難病指定医は2を記入してください。）		
1	専門医の資格の名称	認定機関
	名称 取得年月日 年 月 日	認定機関名 加入年月日 年 月 日
2	難病指定医研修又は協力難病指定医研修の受講状況	
	研修の名称	修了年月日 年 月 日

（A4）

(裏)

経歴

※1 5年以上の実務経験があることが分かれば、全ての経歴を御記入いただく必要はありません。

※2 専門医の資格をお持ちの場合は、御記入いただく必要はありません。

従事した期間	従事した診療科	従事した医療機関名
自 年 月		
至 年 月		
自 年 月		
至 年 月		
自 年 月		
至 年 月		
自 年 月		
至 年 月		
自 年 月		
至 年 月		
自 年 月		
至 年 月		
自 年 月		
至 年 月		

第4号様式（第6条）

指定医指定更新申請書

年 月 日

(申請先)

横浜市長

住 所

申請者

氏 名

印

電話番号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第17条第2項に規定する指定医の指定の更新のため、次のとおり申請します。

指 定 医 の 種 類 (該当するものに○)		難病指定医 ・ 協力難病指定医							
指定医番号		5	5						
① 又は ② の いずれかを記入	①	専門医の資格の名称							
		専門医の認定機関							
	②	研修の名称							
		研修の修了日							

変更のある事項にチェックし、変更後の内容を記載してください。

☐	指 定 医 氏 名		
☐	医 籍 登 録 番 号		
☐	医 籍 登 録 年 月 日	年	月 日
☐	主たる勤務先の 医 療 機 関	医 療 機 関 名	
		所 在 地	
		電 話 番 号	
		担当する診療科	

(A4)

第5号様式（第7条）

指定医変更届出書

年 月 日

（届出先）

横浜市長

住 所

届出者

氏 名

㊞

電話番号

指定医の指定の申請内容に変更があったため、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第19条の規定により、次のとおり届け出ます。

変 更 年 月 日	年 月 日									
指 定 医 番 号	5	5								
記入欄は、変更のある事項のみ記載してください。										
（ フ リ ガ ナ ） 氏 名										
医 籍 登 録 番 号 ※										
医 籍 登 録 年 月 日 ※	年 月 日									
主たる勤務先の 医 療 機 関	名 称									
	所 在 地									
	電 話 番 号									
	担 当 す る 診 療 科									

※ 医籍の登録番号及び登録年月日に変更がある場合は、医師免許証の写しの添付が必要です。

（A4）

第6号様式（第8条第1項）

指定医辞退申出書

年 月 日

(申出先)

横浜市長

住 所

申出者

氏 名

㊞

電話番号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第20条第1項の規定により、指定医の指定を次のとおり辞退したいので、届け出ます。

指 定 医 氏 名										
指 定 医 の 種 類	難病指定医 ・ 協力難病指定医									
指 定 医 番 号	5	5								
辞 退 年 月 日	年 月 日									
主たる勤務先の 医 療 機 関	名 称									
	所 在 地									
	電 話 番 号									
	担 当 す る 診 療 科									
辞 退 理 由										

(A4)

(表)

高額難病治療継続	世帯内他指定難病・小児慢性	軽症高額当該	人工呼吸器等
氏名	続柄		
住所			
名称			
所在地			
名称			
所在地			
名称			
所在地			
名称			
所在地			
名称			
所在地			
名称			
所在地			

上記のほか、申請書に記入した指定医療機関での受診等は特定医療費の対象となりますが、形やその他やむを得ない場合には、それ以外の指定医療機関での診療等も特定医療費の対象となります。

横浜市長 公印

上記のとおり、認定します。
年 月 日

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内には、横浜市長に対して審査請求をすることができず（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過するに当たっては審査請求をすることができなくなります。）

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内には、横浜市に被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。）、処分の取消しの新訴を提起することができず（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過するに当たっては処分の取消しの新訴を提起することができなくなります。）ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する審査があったことを知った日の翌日から起算して6月以内には、処分の取消しの新訴を提起することができず（なお、当該審査請求に対する審査があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過するに当たっては処分の取消しの新訴を提起することができなくなります。）

【注意事項】

① この受給資格を交付された者は、病院、療養所について、この受給資格の表裏面に記載された負担上限額を超えて医療機関等（病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション）に支払うことのできる保険料の額を受けることができます。

② 保険医療機関において診療を受ける場合、保険証（高齢受給者証）の交付を受けている方は、保険証及び高齢受給者証）に添付して、この受給者自己負担上限額管理表と必ずお持ちに出発してください。

③ この受給資格を有し利用し、給付した際には、お住まいの区の高齢・障害支援課にこの受給の手続きを行ってください。

④ 本事業の対象となる医師は、受給者証に記載された疾病及び当該疾病に付随して発生する病状にのみ限られます。

⑤ 病名、住所、加入している医療保険などに変更があった場合、お早めにお住まいの区の高齢・障害支援課へ届出してください。

⑥ 治癒、死に、横浜市域外への転居など受給資格の資格がなくなった場合は、区の高齢・障害支援課又は横浜市健康福祉局保健事業課へ届出してください。

⑦ この受給資格の有効期間満了後も引き続き継続を希望する場合は、必ず有効期間内に所定の手續を行ってください。

⑧ 次回の給付更新手続きの際に、経理高経費相当の確認のため、この受給者証が必要となる場合があります。廃棄せずに保管してください。

問合せ先 横浜市健康福祉局保健事業課難病対応担当
電話 045-671-4040

年		月		自己負担上限額管理票			
日	付	指定医療機関 名	医療費総額 (10割分)	自己 負担額	自己月 額累 積	額の 額	徴収戸
月	日		円	円	円	円	
月	日		円	円	円	円	
月	日		円	円	円	円	
月	日		円	円	円	円	
月	日		円	円	円	円	
月	日		円	円	円	円	
月	日		円	円	円	円	
上記のとおり、月額の自己負担上限額に達しました。							
日	付	指定医療機関名					確認戸
月	日						

※ 自己負担上限額に達した後も、記入をお願いします。

年		月		自己負担上限額管理票			
日	付	指定医療機関 名	医療費総額 (10割分)	自己 負担額	自己月 額累 積	額の 額	徴収戸
月	日		円	円	円	円	
月	日		円	円	円	円	
月	日		円	円	円	円	
月	日		円	円	円	円	
月	日		円	円	円	円	
月	日		円	円	円	円	
月	日		円	円	円	円	
上記のとおり、月額の自己負担上限額に達しました。							
日	付	指定医療機関名					確認戸
月	日						

※ 自己負担上限額に達した後も、記入をお願いします。

年		月		自己負担上限額管理票			
日	付	指定医療機関名	医療費総額 (10割分)	自己負担額	自己負担額 累積	額の 徴収	印
月	日		円	円		円	
月	日		円	円		円	
月	日		円	円		円	
月	日		円	円		円	
月	日		円	円		円	
月	日		円	円		円	
月	日		円	円		円	

上記のとおり、月額自己負担上限額に達しました。

日	付	指定医療機関名	確認印
月	日		

※ 自己負担上限額に達した後も、記入をお願いします。

年		月		自己負担上限額管理票			
日	付	指定医療機関名	医療費総額 (10割分)	自己負担額	自己負担額 累積	額の 徴収	印
月	日		円	円		円	
月	日		円	円		円	
月	日		円	円		円	
月	日		円	円		円	
月	日		円	円		円	
月	日		円	円		円	
月	日		円	円		円	

上記のとおり、月額自己負担上限額に達しました。

日	付	指定医療機関名	確認印
月	日		

※ 自己負担上限額に達した後も、記入をお願いします。

17

年		月		自己負担上限額管理票			
日	付	指定医療機関名	医療費総額 (10割分)	自 負 担 額	己 月 累 積 額	額 の 額	徴収印
月	日		円	円	円		
月	日		円	円	円		
月	日		円	円	円		
月	日		円	円	円		
月	日		円	円	円		
月	日		円	円	円		
上記のとおり、月額の自己負担上限額に達しました。							
日	付	指定医療機関名					確認印
月	日						

※ 自己負担上限額に達した後も、記入をお願いします。

年		月		自己負担上限額管理票			
日	付	指定医療機関名	医療費総額 (10割分)	自 負 担 額	己 月 累 積 額	額 の 額	徴収印
月	日		円	円	円		
月	日		円	円	円		
月	日		円	円	円		
月	日		円	円	円		
月	日		円	円	円		
月	日		円	円	円		
上記のとおり、月額の自己負担上限額に達しました。							
日	付	指定医療機関名					確認印
月	日						

※ 自己負担上限額に達した後も、記入をお願いします。

年		月		自己負担上限額管理票				
日	付	指定医療機関名	医療費総額 (10割分)	自己負担額	己月票額	積額	徴収印	
月	日		円	円		円		
月	日		円	円		円		
月	日		円	円		円		
月	日		円	円		円		
月	日		円	円		円		
月	日		円	円		円		
上記のとおり、月額の自己負担上限額に達しました。								
日	付	指定医療機関名					鑑 認 印	
月	日							
※ 自己負担上限額に達した後も、記入をお願いします。								

年		月		自己負担上限額管理票				
日	付	指定医療機関名	医療費総額 (10割分)	自己負担額	己月票額	積額	徴収印	
月	日		円	円		円		
月	日		円	円		円		
月	日		円	円		円		
月	日		円	円		円		
月	日		円	円		円		
月	日		円	円		円		
月	日		円	円		円		
上記のとおり、月額の自己負担上限額に達しました。								
日	付	指定医療機関名					鑑 認 印	
月	日							
※ 自己負担上限額に達した後も、記入をお願いします。								

第8号様式（第10条）

医療受給者証再交付申請書

(申請先)
横浜市長

年 月 日

申請者 住所

氏名 ㊟

患者から見た続柄

電話番号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第26条の規定により、次のとおり医療受給者証の再交付を申請します。

受 給 者 番 号					
患 者	フリガナ			生年月日	年 月 日
	氏 名				
	住 所	☐ ←申請者と同じ場合は、チェックを入れて記入を省略できます。 横浜市 区			
保護者（患者が18歳未満の場合のみ記入）	フリガナ			患者から見た続柄	
	氏 名			生年月日	年 月 日
	住 所	☐ ←申請者と同じ場合は、チェックを入れて記入を省略できます。 横浜市 区			
再交付を申請する理由		紛失した		破損した	汚した

※ 医療受給者証を破損した又は汚した場合は、当該医療受給者証を添付してください。

(A4)

第9号様式（第11条第1号）

（表）
特定医療費請求書

（請求先）

横浜市長

指定難病に係る特定医療費を請求します。 _____年 _____月 _____日								
請 求 者	住所							
	電 話 番 号							
	氏 名	⑩	患 者 続 柄					
患 者	氏 名			受 給 者 番 号				
	生 年 月 日	年	月	日	自 己 負 担 上 限	円		
	受 給 者 証 有 効 期 間	年 月 日 から			年 月 日			
振 込 先	金 融 機 関 名			支 店 名	支店・本店			
		ほか（ 銀行 金庫 組合）	支店コード（ゆう ちょ銀行は店番）					
	フリガナ			口 座 番 号	普 通 ・ 当 座			
	口座名義人			口 座 番 号				

【記入上の注意（必ずお読みください。）】

- 1 太枠内を御記入の上、医療機関ごとに裏面の医療機関記入欄に記入してもらってください。
- 2 請求者又は振込先の口座名義人が、患者（患者が18歳未満の場合には患者又は保護者）と異なる場合は、以下の委任欄に御記入ください。
- 3 請求者欄（必要な場合は委任欄）に必ず押印してください。

委任欄 私は、特定医療費の（請求・受領）について、下記の者に委任します。 委任者氏名 受任者氏名 ⑩	
---	--

裏面あり
（A4）

(裏)

※ 医療機関記入欄のため、記入しないでください。

特定医療費証明書（医療機関等記入欄）							横浜市記入欄				
診療年月	保険 負担割合	限度額証の適用区分（提示なしは「無」）	診療区分	診療日数	月の保険点数 指定難病の点数 (A)	患者からの 領収額(B)	患者負担相 当 額 (C)	B-C (D)	2割負担 相当額(A ×2) (E)	B-E (F)	支給決定 額 (D, Fで 高い方)
年 月	割		入院 外来 調剤 訪問看護	日	点 点	円	円	円	円	円	円
年 月	割		入院 外来 調剤 訪問看護	日	点 点	円	円	円	円	円	円
年 月	割		入院 外来 調剤 訪問看護	日	点 点	円	円	円	円	円	円
年 月	割		入院 外来 調剤 訪問看護	日	点 点	円	円	円	円	円	円
年 月	割		入院 外来 調剤 訪問看護	日	点 点	円	円	円	円	円	円
年 月	割		入院 外来 調剤 訪問看護	日	点 点	円	円	円	円	円	円

備考欄

証明書発行手数料								円			
----------	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--

※ 医療費の払戻しがある場合に限り、1,140円を限度として証明書発行手数料を払戻しできます。

【医療機関の方へ（必ずお読みください。）】

- 1 点数について、「月の保険点数」（上段）と「指定難病の点数」（下段）とをそれぞれ記載してください。
- 2 指定難病に対する治療でも、受給者証の有効期間外は対象とはなりませんので御注意ください。

上記のとおり証明します。

所 在 地			
指 定 医 療 機 関 名		医療機関 コード	
		電話番号	
代 表 者 名 職 氏 名	印 証 明 者 担 当 者		

※ 決定額（横浜市記入欄）

小
証
計

第10号様式（第11条第2号）

(表)
特定医療費(介護給付等)請求書

(請求先)
横浜市長

指定難病に係る特定医療費を請求します。

年 月 日

請 求 者	住 所						
	電 話 番 号						
	氏 名	㊞	患 者 か 続 柄				
患 者	氏 名		受 給 者 番 号				
	生 年 月 日	年 月 日	自 己 負 担 額	円			
	受 給 者 証 有 効 期 間	年 月 日 から 年 月 日					
振 込 先	金 融 機 関 名	銀行 金庫 組合 ほか ()	支 店 名	支店・本店			
			支店コード(ゆう ちょ銀行は店番)				
	フ リ ガ ナ		口 座 番 号	普 通 ・ 当 座			
	口 座 名 義 人						

【記入上の注意（必ずお読みください。）】

- 1 太枠内を御記入の上、医療機関ごとに裏面の医療機関記入欄に記入してもらってください。
- 2 請求者又は振込先の口座名義人が、患者（患者が18歳未満の場合には患者又は保護者）と異なる場合は、以下の委任欄に御記入ください。
- 3 請求者欄（必要な場合は委任欄）に必ず押印してください。

委任欄

私は、特定医療費の（請求・受領）について、下記の者に委任します。

委任者氏名

㊞

受任者氏名

裏面あり
(A4)

(裏)

※ 医療機関記入欄のため、記入しないでください。

特定医療費証明書（医療機関等記入欄）						横 浜 市 記 入 欄	
診 療 年 月	サービス内容 (該当するものに○をつけて下さい。)	基 加 単 算 減 位 算 価	利 用 日 数	患 者 か ら の 領 収 額	患者負担相当額	支 給 決 定 額	
年 月	訪問看護 介護予防訪問看護 介護療養施設サービス 訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導		日	円	円	円	
年 月	訪問看護 介護予防訪問看護 介護療養施設サービス 訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導		日	円	円	円	
年 月	訪問看護 介護予防訪問看護 介護療養施設サービス 訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導		日	円	円	円	
年 月	訪問看護 介護予防訪問看護 介護療養施設サービス 訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導		日	円	円	円	
年 月	訪問看護 介護予防訪問看護 介護療養施設サービス 訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導		日	円	円	円	
備考欄							
証明書発行手数料				円			
※ 医療費の払戻しがある場合に限り、1,140円を限度として証明書発行手数料を払戻しできます。							

【医療機関の方へ（必ずお読みください。）】

- 1 か月以内に複数のサービスを利用された場合は、サービスごとに記載をお願いします。
 - 2 指定難病に対する利用でも、受給者証の有効期間外は対象とはなりませんので御注意ください。
- 上記のとおり証明します。

所 在 地			
指 定 医 療 機 関 名	医 療 機 関 コ ー ド		
	電 話 番 号		
代 表 者 名 職 氏 名	印	証明担当者	

※ 決定額（横浜市記入欄）

小
証
計

第11号様式（第12条）

（表）

特定医療費支給認定変更申請書

（申請先）
横浜市長

年 月 日

申請者 住所

氏名 ⑩

患者から見た続柄

電話番号

難病の患者に対する医療等に関する法律第10条第1項の規定により、次のとおり申請します。

受 給 者 番 号							
患 者	フリガナ			生 年 月 日	年 月 日		
	氏 名						
	受給者証の住所	☐ ←申請者と同じ場合は、チェックを入れて記入を省略できます。 横浜市 区					
保護者(患者が18歳未満の場合のみ記入)	フリガナ			患者から見た続柄			
	氏 名			生 年 月 日	年 月 日		
	受給者証の住所	横浜市 区					
受給者証の住所		☐ ←申請者と同じ場合は、チェックを入れて記入を省略できます。 横浜市 区					

以下、変更があった事項のみを記入してください。

指定難病の追加・削除 ※追加の場合は臨床調査個人票を添付してください。	病 名		☐ 追加 ☐ 削除
			☐ 追加 ☐ 削除
			☐ 追加 ☐ 削除
			☐ 追加 ☐ 削除
			☐ 追加 ☐ 削除

裏面あり

（A4）

(裏)

指定医療機関の追加・削除	名 称					□追加 □削除
	所 在 地					
	名 称					□追加 □削除
	所 在 地					
	名 称					□追加 □削除
	所 在 地					

※ 該当する□に印を付けてください。

□ 人工呼吸器を使用することになった。 ※ 臨床調査個人票を添付してください。

□ 生活保護を受給することになった。

□ 申請日の属する月以前の12か月の間に、認定を受けた難病に関する月ごとの医療費総額が50,000円を超える月が6回以上あった。
※ 受給者証の自己負担上限額管理票または診療報酬明細書や領収書など、金額や点数が分かるもののコピーを添付してください。

□ 同じ医療保険に加入している者に以下のいずれかに該当する者がいる。
※ 該当する方の健康保険証の写し及び医療受給者証を添付してください。

難病の医療費助成を受けている者	氏 名		受 給 者 番 号	
	生年月日	年 月 日	続 柄	
	氏 名		受 給 者 番 号	
	生年月日	年 月 日	続 柄	
小児慢性特定疾病の医療費助成を受けている者	氏 名		受 給 者 番 号	
	生年月日	年 月 日	続 柄	
	氏 名		受 給 者 番 号	
	生年月日	年 月 日	続 柄	

□その他
理由 ()

※ 臨床調査個人票を提出された方は、以下の「はい・いいえ」いずれかに○印をつけてください。

<診断書の研究利用への同意について> 本申請書に添付された診断書は、厚生労働省の難病治療研究事業のための基礎資料として使用されます。また、診断書の使用に当たっては、個人情報の保護に十分配慮し、研究以外の目的には一切使用されることはありません。なお、この同意は、添付された診断書を疾患研究の基礎資料として活用することに対する同意であり、臨床研究等の実施に関して協力を求める場合は、改めて、それぞれの研究者から主治医を介して説明が行われ、同意を得ることとされています。	
上記のことに同意します。	はい ・ いいえ

第12号様式（第13条）

指定医療機関指定申請書

年 月 日

(申請先)

横浜市長

開設者 ※1

住所又は所在地

申請者

氏名又は名称

㊞

難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第1項の規定により、次のとおり指定医療機関の指定を受けたいので申請します。また、同条第2項各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

申 請 の 区 分 (該当するものに○)	新 規 ・ 更 新									
申 請 者 の 種 別 (該当するものに○)	1 病院又は診療所					2 保険薬局				
	3 指定訪問看護事業者 (右の該当するものに○)					指定訪問看護事業者 指定居宅サービス事業者 指定介護予防サービス事業者				
(フリガナ) 名 称										
所 在 地										
電 話 番 号										
コ ー ド ※2	1	4								
標ぼうしている診療科名 (病院・診療所のみ記載)										
役員の氏名及び職名 (開設者が法人の場合のみ記入) ※3	氏名					職名				

(注意) ※1 「開設者」について、指定訪問看護事業者等にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに当該事業者等の代表者の住所及び氏名を記入してください。

※2 医療機関の場合は医療機関コード、薬局の場合は薬局コード、指定訪問看護事業者等の場合は訪問看護ステーションコード又は介護保険事業所番号を記入してください。

※3 書ききれない場合は、別紙に記載してください。

(A4)

第13号様式（第14条）

指定医療機関変更届出書

年 月 日

(届出先)
横浜市長開設者 ※1
住所又は所在地

届出者

氏名又は名称

㊞

難病の患者に対する医療等に関する法律第19条の規定により、次のとおり届け出ます。

届出者の種別 (該当するものに○)	1 病院又は診療所	2 保険薬局	
	3 指定訪問看護事業者等 (右の該当するものに○)	指定訪問看護事業者 指定居宅サービス事業者 指定介護予防サービス事業者	
変更事項（変更があった事項のみ記入してください。）		変 更 年 月 日	
(フリガナ) 名 称		年 月 日	
所 在 地		年 月 日	
電 話 番 号		年 月 日	
コ ー ド ※2	1 4	年 月 日	
標榜している診療科名 (病院・診療所のみ記載)		年 月 日	
役員の氏名及び職名 (開設者が法人の場合のみ記入) ※3	氏 名	職 名	
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
		年 月 日	

(注意) ※1 「開設者」について、指定訪問看護事業者等にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに当該事業者等の代表者の住所及び氏名を記入してください。

※2 医療機関の場合は医療機関コード、薬局の場合は薬局コード、指定訪問看護事業者等の場合は訪問看護ステーションコード又は介護保険事業所番号を記入してください。

※3 書ききれない場合は、別紙に記載してください。

(A4)

第14号様式（第15条）

指定医療機関休止等届出書

年 月 日

（届出先）
横浜市長

開設者 ※1

住所又は所在地

届出者

氏名又は名称

印

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第43条の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 事 由 （該当するものに○）	業 務 の 休 止 ・ 業 務 の 廃 止 ・ 業 務 の 再 開 ・ 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第43条第2号の規定に 該当したとき									
届 出 事 由 が 生 じ た 日	年 月 日									
届 出 者 の 種 別 （該当するものに○）	1 病院又は診療所					2 保険薬局				
	3 指定訪問看護事業者等 （右の該当するものに○）					指定訪問看護事業者 指定居宅サービス事業者 指定介護予防サービス事業者				
（フリガナ） 名 称										
所 在 地										
電 話 番 号										
コ ー ド ※2	1	4								
標ぼうしている診療科名 （病院・診療所のみ記載）										

（注意） ※1 「開設者」について、指定訪問看護事業者等にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに当該事業者等の代表者の住所及び氏名を記入してください。

※2 医療機関の場合は医療機関コード、薬局の場合は薬局コード、指定訪問看護事業者等の場合は訪問看護ステーションコード又は介護保険事業所番号を記入してください。

（A4）

第15号様式（第16条）

指定医療機関辞退申出書

年 月 日

（申出先）

横浜市長

開設者 ※1

住所又は所在地

申出者

氏名又は名称

印

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第44条の規定により、指定医療機関の指定を辞退したので次のとおり申し出ます。

申 出 者 の 種 別 （該当するものに○）	1 病院又は診療所		2 保険薬局	
	3 指定訪問看護事業者等 （右の該当するものに○）		指定訪問看護事業者 指定居宅サービス事業者 指定介護予防サービス事業者	
（フリガナ） 名 称				
所 在 地				
電 話 番 号				
コ ー ド ※2	1	4		
辞 退 年 月 日	年 月 日			
辞 退 の 理 由				

（注意） ※1 「開設者」について、指定訪問看護事業者等にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに当該事業者等の代表者の住所及び氏名を記入してください。

※2 医療機関の場合は医療機関コード、薬局の場合は薬局コード、指定訪問看護事業者等の場合は訪問看護ステーションコード又は介護保険事業所番号を記入してください。

（A4）

第16号様式（第17条）

難病相談支援センター設置届出書

年 月 日

（届出先）
横浜市長

名称

届出者 主たる事務所の所在地

代表者住所

代表者職名・氏名

㊞

難病の患者に対する医療等に関する法律第29条第3項の規定により、難病相談支援センターの設置を次のとおり届け出ます。

難 病 相 談 支 援 セ ン タ ー の 名 称	
難 病 相 談 支 援 セ ン タ ー の 所 在 地	
設 置 予 定 年 月 日	
営 業 日 及 び 営 業 時 間	
担 当 す る 区 域	
備 考	

（A4）

横 浜 市 自 転 車 駐 車 場 の 附 置 等 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 を こ こ に 公 布
す る 。

平 成 30 年 3 月 30 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 規 則 第 32 号

横 浜 市 自 転 車 駐 車 場 の 附 置 等 に 関 す る 条 例 施 行 規 則

（ 趣 旨 ）

第 1 条 この規則は、横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例（平成30年3月横浜市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（ 定 義 ）

第 2 条 この規則における用語の意義は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）並びに条例の例による。

（ 施 設 面 積 の 算 定 方 法 ）

第 3 条 施設面積は、別表の左欄に掲げる施設の用途に応じ、同表の右欄に定める施設の部分の面積を合計した面積とする。

（ 自 転 車 駐 車 場 の 構 造 及 び 設 備 に 関 す る 技 術 的 基 準 ）

第 4 条 条例第11条第1項に規定する規則で定める技術的基準は、次のとおりとする。

(1) 自転車駐車場は、自転車駐車場以外の用途に供する部分と明確に区画して設置すること。

(2) 自転車駐車場の出入口の構造及び設備は、次の基準に適合すること。

ア 利用者又は居住者が容易に視認できる位置に配置すること。

イ 自転車駐車場の周辺を通行する者が、出入りする自転車を容易に視認できる構造とすること。

(3) 自転車駐車場における自転車の駐車の用に供する部分（以下「駐車区画」という。）の構造及び設備は、次の基準に適合すること。

ア 自転車1台当たりの駐車区画の幅は0.5メートル以上、奥行きは2メートル以上とする。ただし、特殊な器具を用いる自転車駐車場で、自転車を有効かつ安全に駐車することができると市長が認めるものについては、この限りでない。

イ 自転車駐車場内の通路（以下「場内通路」という。）を整備する場合は、区画線の表示その他の方法により、駐車区画と場内通路を明確に区分すること。

ウ 駐車区画の出入口を、道路に接して、又はこれに相当する

位置に設けないこと。ただし、条例第7条又は第8条第2項の規定により設置する自転車駐車場について、これらの位置に配置することがやむを得ないと市長が認める場合は、この限りでない。

- (4) 自転車駐車場の通路の構造及び設備は、次の基準に適合すること。

ア 場内通路及び自転車駐車場の出入口から道路に通じる通路（以下「場外通路」という。）の幅員は、1.5メートル以上とすること。ただし、場外通路（その構造が直線であるものに限る。）のうち、自転車を安全かつ円滑に移動できると市長が認めるものについては、その幅員を0.8メートル以上とすることができる。

イ 自転車駐車場を避難階以外の階に設置する場合は、傾斜路（勾配が8分の1を超えないものに限る。）、斜路付階段（階段の一部に傾斜路を設けたものをいい、勾配が4分の1を超えないものに限る。）又は昇降機を設置して、自転車を安全かつ円滑に移動できる構造とすること。

- (5) 条例第4条から第7条までの規定により設置する自転車駐車場にあっては、次の基準により自転車駐車場の位置及び利用方法等の表示の設備を設置すること。

ア 自転車駐車場の位置及び当該自転車駐車場への経路を示す表示板が施設の出入口その他利用者の見やすい場所に設置されていること。

イ 自転車駐車場の設置者又は管理者の連絡先及び自転車駐車場の供用時間、自転車の駐車方向その他の利用方法を記載した表示板が自転車駐車場内に設置されていること。

ウ 自転車駐車場の出入口付近に日本工業規格Z 8210号の自転車の図記号を記載した標識が設置されていること。

（自転車駐車場の設置の届出手続）

第5条 条例第12条の規定による届出は、自転車駐車場を設置しようとする施設に係る建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請をし、又は同法第18条第2項の規定による計画の通知をするときまでに、条例第12条第1号から第5号までに掲げる事項を記載した届出書に次に掲げる図書各2通を添付して行わなければならない。ただし、届け出た事項を変更しようとする場合は、当該図書のうち変更がないものの添付を省略することができる。

- (1) 施設及び自転車駐車場付近の縮尺5,000分の1以上の見取図（施設及び自転車駐車場の敷地の位置並びに付近の道路及び目標となる地物の位置を明示したもの）

- (2) 施設及び自転車駐車場の縮尺 300 分の 1 以上の配置図（出入口、駐車区画、場内通路及び場外通路の位置及び面積を明示したもの）
- (3) 施設の縮尺 300 分の 1 以上の各階平面図（施設の各部分の用途及び面積を明示したもの）
- (4) 自転車駐車場の縮尺 300 分の 1 以上の平面図（出入口、駐車区画及び場内通路の位置及び面積を明示したもの）
- (5) 自転車駐車場の縮尺 300 分の 1 以上の構造図（階層式の自転車駐車場又は特殊な器具を用いる自転車駐車場を設置する場合に限る。）
- (6) 施設面積の積算内訳書（条例第 8 条の規定により設置する自転車駐車場に係る届出をする場合を除く。）
- (7) 昇降機の構造図（前条第 4 号イの規定により昇降機を設置する場合に限る。）
- (8) 自転車駐車場の規模の算出計算書
- (9) 自転車駐車場の管理方法を記載した書類
- (10) その他市長が必要と認める図書
（自転車駐車場の工事完了の届出）

第 6 条 条例第 12 条の規定による届出に係る自転車駐車場の設置の工事を完了した者は、次に掲げる事項を記載した届出書に当該工事が完了した状況を示す写真を添付して、速やかに市長に届け出るものとする。

- (1) 自転車駐車場を設置した者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 工事完了日
- (3) 新築又は増築をした施設の名称及び所在地
- (4) 附置義務台数
- (5) 設置した自転車駐車場の位置及び規模
- (6) 設置した自転車駐車場の構造及び設備
- (7) その他市長が必要と認める事項
（認定の申請手続）

第 7 条 条例第 13 条第 1 項の認定（以下「認定」という。）の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に次項に規定する図書を添付して行わなければならない。この場合において、当該申請をしようとする者が複数であるときは、これらの者の全員が共同して行わなければならない。

- (1) 認定を受けようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに認定を受けようとする者が複数の場合にあっては、これらの者の代表者の氏名（法人が代表者となる場合にあっては、その名称

及び代表者の氏名)

- (2) 認定を受けようとする施設（以下「認定対象施設」という。）の名称及び所在地
- (3) 認定対象施設の用途
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申請書に添付する図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 全ての認定対象施設及び自転車駐車場付近の縮尺 5,000 分の 1 以上の見取図（認定対象施設及びその主要な出入口並びに自転車駐車場の敷地の位置並びに付近の道路及び目標となる地物の位置を明示したもの）
- (2) 全ての認定対象施設及び自転車駐車場の縮尺 300 分の 1 以上の配置図（出入口、駐車区画、場内通路及び場外通路の位置及び面積を明示したもの）
- (3) 全ての認定対象施設の縮尺 300 分の 1 以上の各階平面図（認定対象施設の各部分の用途及び面積を明示したもの）
- (4) 全ての認定対象施設の面積の積算内訳書
- (5) その他市長が必要と認める図書

3 認定対象施設に係る自転車駐車場について条例第12条の規定による届出がある場合には、第1項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる図書のうち当該届出に際して添付した図書（内容に変更がないものに限る。）の添付を省略することができる。

（認定又は不認定の通知）

第8条 市長は、認定をしたときはその旨を、認定をしなかったときはその旨及び理由を書面によりその申請をした者に通知するものとする。

（認定施設に係る適用の特例）

第9条 認定施設については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて、第3条から第6条までの規定を適用する。

第3条	別表	認定施設のそれぞれの施設について、別表
	面積と	面積の総和と
第4条第3号ウ	条例第7条又は第8条第2項の規定により設置する自転車駐車場について、これら	これら
第4条第5号ア	施設	認定施設の全ての施設
第5条各号列記以外の部分	施設	認定施設
	掲げる図書	掲げる図書（当該認定施設に係る自転車駐車

		場のうち条例第12条の規定による届出又は認定に際して添付した図書と重複するもの（当該添付した図書の内容に変更がないものに限る。）を除く。）
第5条第1号から第3号まで	施設	認定施設の全ての施設
第6条各号列記以外の部分	設置の	うち当該届出後に新たに設置したものの
第6条第1号	氏名)	氏名)並びに認定を受けようとする者が複数の場合にあっては、これらの者の代表者の氏名（法人が代表者となる場合にあっては、その名称及び代表者の氏名)
第6条第3号	新築又は増築をした施設	認定施設

（認定の取消しの申出）

第10条 条例第14条第1項第2号の規定による認定の取消しの申出は、書面により行うものとする。

（認定の取消しの通知）

第11条 条例第14条第3項の規定による通知は、認定を受けた者（当該認定を受けた者が複数であるときは、これらの者の全員）に対して書面により通知するものとする。

（適用除外施設）

第12条 条例第15条第2項に規定する規則で定める自転車の大量の駐車需要を生じさせない施設（以下「適用除外施設」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 自動車又は自動二輪車の販売を主たる目的とする小売店舗
- (2) 主として酒類を提供する飲食店
- (3) ガソリンスタンドその他これに類する施設
- (4) 駅構内の改札口内側に設置された商業施設
- (5) 道路法施行令（昭和27年政令第479号）第7条第13号又は高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第11条第2号に規定する施設
- (6) 主たる用途が動物園、水族館、博物館、美術館、遊園地、宿

泊施設その他これらに類する施設であって附置義務規定の適用を受けないものの敷地内に設置された条例別表第1(あ)欄に掲げる用途に供する施設

(7) 自転車の利用が見込まれない高齢者を主な居住者とする共同住宅又は寄宿舍で市長が定めるもの

(8) 仮設建築物

(9) その他自転車の大量の駐車需要を生じさせないと市長が認めた施設

(適用除外施設の承認の申請手続)

第13条 条例第15条第2項の承認の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に市長が必要と認める図書を添付して行わなければならない。

(1) 当該承認を受けようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

(2) 当該施設の名称及び所在地

(3) 当該施設の主な用途

(4) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の申請に係る施設が適用除外施設に該当すると認める場合には、その申請をした者に対し書面によりその旨を通知するものとする。

(自転車駐車場の管理)

第14条 附置義務規定により利用者による自転車の駐車のために供するための自転車駐車場を設置している者又はその管理者は、当該自転車駐車場の適正な利用を確保するため、誘導員の配置、駐車中の自転車の整理、巡回監視その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 附置義務規定により居住者による自転車の駐車のために供するための自転車駐車場を設置している者又はその管理者は、当該自転車駐車場の適正な利用を確保するため、駐車中の自転車の整理、巡回その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(立入検査証)

第15条 条例第17条第2項に規定する証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

(措置命令手続)

第16条 条例第18条の規定による措置命令は、書面により行うものとする。

(自転車の大量の駐車需要を生じさせる施設)

第17条 条例別表第1備考4の規則で定める施設は、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第2条第2項に規定する施術所及びあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22

年法律第217号)第7条に規定するあん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業又はきゅう業の施術所とする。

2 条例別表第1備考7の規則で定める施設は、地方法務局、公共職業安定所、年金事務所、地区センター、コミュニティハウス、地域ケアプラザその他これらに類する施設とする。

3 条例別表第1備考8の規則で定める施設は、碁会所、将棋道場、ゲームセンター、ビリヤード場、ダーツ場、自転車競技法(昭和23年法律第209号)第1条第5項に規定する勝者投票券、小型自動車競走法(昭和25年法律第208号)第12条第1項に規定する勝車投票券及びモーターボート競走法(昭和26年法律第242号)第2条第5項に規定する勝舟投票券を発売する施設その他これらに類する施設とする。

4 条例別表第1備考9の規則で定める施設は、職業能力開発校、理容師、美容師又は調理師の養成施設、カルチャーセンターその他これらに類する施設とする。

5 条例別表第1備考10の規則で定める施設は、スポーツセンター、体育館、ゴルフ練習場及びバッティング練習場とする。

(委任)

第18条 この規則の施行に関し必要な事項は、道路局長が定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

施設の用途	施設の部分
小売店舗	大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第1項に規定する店舗面積に算入される部分
飲食店・カラオケボックス等	客室、客室間の通路、待合室、ロビーその他これらに類するもののうち利用者の利用に供する部分(階段、昇降機、便所及び店舗間の通路を除く。)
レンタルビデオ店	商品を陳列する室、ロビーその他これらに類するもののうち利用者の利用に供する部分(階段、昇降機及び便所を除く。)
劇場等	客席又は観覧席を設置する室、ロビーその他これらに類するもののうち利用者の利用に供する部分(壁、扉等で区画されている通路、階段、昇降機及び便所を除く。)
病院・診療所	待合室、ロビー、受付場所、会計場所そ

	の他これらに類するもののうち利用者の利用に供する部分（壁、扉等で区画されている通路、階段、昇降機及び便所を除く。）
銀行、郵便局	窓口業務を行う室、待合室、ロビー、商談室、現金自動預払機を設置する室その他これらに類するもののうち利用者の利用に供する部分（壁、扉等で区画されている通路、階段、昇降機及び便所を除く。）
官公署等	待合室、ロビー、相談室、集会室、実習室、図書室、資料室、展示室その他これらに類するもののうち利用者の利用に供する部分（壁、扉等で区画されている通路、階段、昇降機及び便所を除く。）
遊技場	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第5号に規定する遊技設備若しくは同法第4条第4項に規定する遊技機又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）第36条第1項第1号イに規定するまあじやん台を設置する室で利用者の利用に供する部分、囲碁、将棋、テレビゲーム、ビリヤード、ダーツその他これらに類する遊技を行う者の利用に供する部分並びに投票券売場、待合室及び観戦室で利用者の利用に供する部分（壁、扉等で区画されている通路、階段、昇降機及び便所を除く。）
学習施設	教室、講堂、実習室、実験室、図書室、資料室、ロビーその他これらに類するもののうち利用者の利用に供する部分（壁、扉等で区画されている通路、階段、昇降機及び便所を除く。）
スポーツ施設	運動場、練習場、浴室、シャワー室、休憩室、更衣室、客席、観覧席、待合室、ロビーその他これらに類するもののうち利用者の利用に供する部分（壁、扉等で区画されている通路、階段、昇降機及び

便 所 を 除 く 。)

別 記 様 式 (第 15 条 関 係)

(表)

第	号
自転車駐車場等立入検査職員証	
所属	
職名	
氏名	
(年 月 日生)	
上記の職員は、横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例第17条第1項の規定により、施設又は自転車駐車場について立入検査を行う職権を有する職員であることを証明します。 年 月 日 横浜市長 印	

(縦 5.5 センチメートル 横 9 センチメートル)

(裏)

横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例 (抜粋) (立入検査) 第17条 市長は、この条例を施行するため必要な限度において、施設若しくは自転車駐車場の所有者若しくは管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に施設若しくは自転車駐車場に立ち入り、検査をさせることができる。 2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。 3 (省略)
--

(備 考)

紙 質 は 白 洋 厚 紙 と す る こ と 。

横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例施行規則をここに公布する。

平成30年3月30日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第33号

横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例施行規則

横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例施行規則（平成16年4月横浜市規則第47号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例（平成30年3月横浜市条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、この規則において定めるもののほか、条例の例による。

（大企業者）

第3条 条例第2条第3号の規則で定める者は、次のとおりとする。

- (1) 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第7号に規定する協同組合等
- (2) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第4号に規定する企業組合
- (3) 中小企業者以外の法人税法第2条第3号に規定する内国法人の属する企業集団（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条第1項第2号に規定する企業集団及びこれに準ずるものという。以下同じ。）に属する会社
- (4) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第8条第7項に規定する特別目的会社（以下「特別目的会社」という。）
- (5) 法人税法第66条第6項第2号イに規定する法人（同法第2条第4号に規定する外国法人に限る。）との間に当該法人による完全支配関係（同条第12号の7の6に規定する完全支配関係をいう。）がある会社

（経常利益の額等）

第4条 条例第2条第4号の経常利益の額は、法人が定める事業年度が1年である場合にあっては当該事業年度の経常利益の額とし、当該事業年度が1年未満の場合又は1年を超える場合にあっては当該事業年度の経常利益の額に12を乗じてこれを当該事業年度

の月数（暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。第3項第2号及び第4号において同じ。）で除して得た額とする。

2 条例第2条第4号ただし書の規則で定める者は、次の法人とする。

- (1) 財務諸表の作成において経常利益の額を算定しない企業会計の基準を採用する法人
- (2) 条例第3条第1項の認定の申請をしようとする日（以下「申請日」という。）の前日において、新設合併（会社法（平成17年法律第86号）第2条第28号に規定する新設合併をいう。以下同じ。）による設立をした日の属する事業年度の末日が到来していない法人
- (3) 基準事業年度の前事業年度に新設合併又は新設分割（会社法第2条第30号に規定する新設分割をいう。以下同じ。）による設立をした法人のうち当該前事業年度の期間が1年未満である法人

3 条例第2条第4号ただし書の規定により算定する経常利益の額又はこれに相当する額は、次の各号に掲げる者ごとに当該各号に定める額とする。

- (1) 条例第3条第3項に規定する承継をした者 同項の規定によりその地位が承継された者による同条第1項の規定により申請をした日に当該承継をした者が当該申請をしたものとみなして算定される経常利益の額。ただし、当該承継をした者が、前項第1号に掲げる者に該当する場合にあっては当該経常利益の額を次号の税引前利益の額に置き換えて算定するものとし、同項第2号に掲げる者（同項第1号及び第2号のいずれにも該当する者を含む。）に該当する場合にあっては第3号に規定する額
- (2) 条例第3条第1項の認定の申請をした前項第1号に掲げる者 法人が定める事業年度が1年である場合にあっては当該事業年度の税引前利益の額、当該事業年度が1年未満の場合又は1年を超える場合にあっては当該事業年度の税引前利益の額に12を乗じてこれを当該事業年度の月数で除して得た額。ただし、当該者が同項第2号に掲げる者に該当する場合にあっては、次号に規定する額
- (3) 前項第2号に掲げる者 当該合併により消滅した各会社（以下「新設合併消滅会社」という。）の当該合併をした日の属する事業年度を基準事業年度とみなして算定される経常利益の額（新設合併消滅会社のうち同項第1号に掲げる者に該当する場合にあっては、当該者については前号の税引前利益の額）を合計した額。この場合において、新設合併消滅会社が当該合併の

日前に新設合併又は新設分割による設立をしていたときの当該新設合併消滅会社の経常利益の額又は税引前利益の額は、当該設立の日の属する事業年度以後の額を算入する。

- (4) 前項第3号に掲げる者 基準事業年度の前事業年度の経常利益の額に12を乗じてこれを当該前事業年度の期間の月数で除して得た額

- 4 条例第2条第4号ただし書の規則で定める額は、前項の規定により、経常利益の額のみにより算定される者にあつては基準事業年度（同項第3号の規定により基準事業年度とみなされる事業年度を含む。以下この項において同じ。）の前事業年度以前の3事業年度の合計額が 300,000,000 円又は基準事業年度の前事業年度の額が 100,000,000 円とし、税引前利益の額により算定される者（新設合併消滅会社の一部がこれに該当する場合を含む。）にあつては基準事業年度の前事業年度以前の3事業年度の合計額が 300,000,000 円かつ基準事業年度の前事業年度の額が 100,000,000 円とする。

（家屋の改修）

- 第5条 条例第2条第6号に規定する規則で定める改修は、次のとおりとする。

- (1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第22条第2項に規定する耐震関係規定又は国土交通大臣が定める基準（以下「耐震関係規定等」という。）に適合していない家屋に対し実施する、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添第2の指針に基づく耐震改修（同項に規定する認定を受けるものに限る。）又は当該改修と併せて実施する次号に規定する改修
- (2) 耐震関係規定等に適合している家屋に対し実施する、固定資産評価基準（昭和38年自治省告示第158号）に定める非木造家屋評点基準表の部分別区分（以下「部分別区分」という。）のうち、外周壁骨組、間仕切骨組、外部仕上、内部仕上、床仕上、天井仕上、屋根仕上、建具、特殊設備若しくはその他工事の新設若しくは更新又は建築設備の新設

（関連施設）

- 第6条 条例第2条第7号の規則で定める関連施設は、事務所（本社等以外の事務所にあつては、特定賃貸業務ビル又は関内再生型賃貸業務ビルの事務所として賃貸するものに限る。）、研究所、工場その他これらに類するものに付随した次に掲げる施設（当該事務所、研究所、工場その他これらに類するものの床面積を超えないものに限る。）とする。

- (1) 事務室、展示施設、倉庫その他これらに類する施設
- (2) 企業（中小企業者又は大企業者その他の事業を行う者をいう。以下同じ。）、大学又は研究機関等が連携して事業又は製品の企画、研究又は開発等を行うための施設、複数の企業がその場所及び設備を共用しつつ独立して事業を行うことのできる施設その他これらに類する施設で市長が定めるもの
- (3) 関内再生型賃貸業務ビル内にある賃貸する施設で関内周辺地域の活性化に寄与すると認められるもののうち、市長が指定したもの

（本社機能等）

第7条 条例第2条第8号の規則で定める本社機能等は、中小企業者又は大企業者の総務部門、経理部門、企画部門、研究開発部門、事業を統括する部門その他これらに類する部門（以下「中枢部門」という。）及びこれらに付随する部門で、市長が定めるものとする。

（特定賃貸型研究開発施設の基準）

第8条 条例第2条第10号の規則で定める基準は、次のいずれをも満たすものとする。

- (1) 当該施設の床の積載荷重（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第85条に規定する積載荷重をいう。）が1平方メートルにつき9,810ニュートン以上であること。
- (2) 当該施設の床の上面から直上の天井面までの高さ（当該施設を賃借する者（以下「賃借人」という。）が整備した部分別区分のうち床仕上及び天井仕上に係る部分を除く。）が3メートル以上であること。
- (3) 当該施設を研究所の用に供するための設備で市長が定めるものを備え、又は当該設備を賃借人が設置できる構造を有すること。

（研究開発型特定賃貸業務ビルの床面積の割合）

第9条 条例第2条第12号の規則で定める割合は、特定賃貸業務ビルの事業所又は特定賃貸型研究開発施設として賃貸する部分の床面積の合計に対する当該特定賃貸型研究開発施設として賃貸する部分の床面積の合計の割合が100分の30とする。

（企業立地等）

第10条 条例第2条第14号（ア及びイを除く。）の規則で定める行為は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業を主たる業とし、又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を業とする中小企業者又は大企業者が行う行為とする。

第11条 条例第2条第14号ア(ク)及び条例別表第2の規則で定める行

- 為は、中小企業者又は大企業者の関係会社（当該中小企業者又は当該大企業者が、財務諸表等規則第5条第1項第1号の財務諸表提出会社である場合における財務諸表等規則第8条第8項に規定する関係会社をいう。以下同じ。）に対して、当該関係会社の事業所（本社等以外の事務所を除く。）又は特定集客施設（特定賃貸業務ビル内にあるものを除く。）として賃貸することとする。
- 第12条 条例第2条第14号イの規則で定める行為は、中小企業者又は大企業者の親会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。以下同じ。）が市内に事業所を有する場合において、当該中小企業者又は当該大企業者が当該事業所と同一の種類の事業所を設置することとする。
- 2 条例第2条第14号イ(ア)及び(イ)の規則で定める従業者は、地方税法（昭和25年法律第226号）第701条の31第1項第5号に規定する従業者並びに障害者及び年齢65歳以上の者とする。
（本社等の設置等）
- 第13条 条例第2条第14号エの規則で定めるものは、同号エに掲げる行為に係る企業立地等が京浜臨海部地域又は臨海南部工業地域に係るものである場合の別表第2に規定する自然科学研究関連分野とする。
- 2 条例第2条第14号エの規定による本社等の設置は、次の各号に掲げる場合ごとに当該各号に掲げる従業者（条例別表第9備考2(2)に規定する従業者をいう。以下この項及び第25条において同じ。）の人数が100人以上の規模の本社等（当該特定事業者の中核部門に属する従業者の人数が50人以上であるものに限る。）を設置するものとする。
- (1) 申請日において市内に本社等を有しない場合（次号及び第3号に掲げる場合を除く。）新たに設置する本社等の従業者の人数が100人以上
- (2) 申請日において市内に本社等を有せず、かつ、申請日の前日から2年前の日までの間（以下「判定期間」という。）において市内に本社等を設置していた場合新たに設置する本社等の従業者の人数から判定期間において設置していた本社等（以下「廃止本社等」という。）を廃止した日の属する事業年度の前事業年度の末日（同日において廃止本社等を設置していなかった場合にあっては、当該廃止本社等を廃止した日の前日）における当該廃止本社等の従業者の人数（以下「廃止本社等従業者数」という。）を控除した人数が100人以上
- (3) 申請日において市内に本社等を有せず、かつ、判定期間において合併又は分割（以下「合併等」という。）により市内に本社等を設置していた法人（以下「被承継法人」という。）の権

利義務の全部又は一部を承継した場合 新たに設置する本社等の従業者の人数から当該合併等をした日の属する当該被承継法人の事業年度の前事業年度の末日（同日において当該被承継法人が市内に本社等を設置しているなかった場合には、当該合併等をした日の前日）における当該被承継法人が市内に設置していた本社等の従業者の人数（以下「被承継法人本社等従業者数」という。）を控除した人数が100人以上

- (4) 申請日において市内（条例第2条第14号エに規定する地域（以下「対象地域」という。）を除く。）に本社等を有する場合 新たに設置する本社等の従業者の人数から申請日の属する事業年度の前事業年度の末日（同日において市内に本社等を設置しているなかった場合には、申請日）における当該市内に有する本社等の従業者の人数（以下「既存本社等従業者数」という。）を控除した人数が100人以上

- (5) 申請日において対象地域に本社等を有する場合 設置する本社等の従業者の人数から既存本社等従業者数を控除した人数が100人以上かつ既存本社等従業者数の2倍以上

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、同項に掲げる場合から除くものとする。

- (1) 条例第2条第14号ア(カ)に掲げる行為に係る企業立地等として条例の規定に基づく助成金の交付又は税の特例による支援（これに相当する支援を含む。以下この項及び第27条において「支援措置」という。）の対象となった事業所において当該固定資産取得事業者又はその関係会社が本社等を設置する場合

- (2) 条例第2条第14号ア(ク)に掲げる行為に係る企業立地等として支援措置の対象となった事業所がある家屋において当該関係会社が本社等を設置する場合

- (3) 固定資産賃借企業立地等として支援措置の対象となった本社等がある家屋において当該固定資産賃借事業者が本社等を設置する場合（当該支援措置の対象となった本社等（認定を取り消された企業立地等事業計画に係るものを除く。）を廃止した後新たに本社等を設置する場合を除く。）

- (4) 当該特定事業者の親会社が市内に本社等を有している場合において、当該親会社の本社等の従業者を出向させ、又は転籍させて本社等を設置する場合（新たに設置する本社等の従業者の人数に対する当該出向し、又は転籍する者の人数の合計の割合が2分の1以上となる場合に限る。）

（投下資本額から控除する費用）

第14条 条例第2条第16号エの規則で定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 企業集団に属する中小企業者又は大企業者の間で取引等が行われた条例別表第2から別表第4までに規定する土地又は家屋の取得に要する費用（家屋の新築、増築又は改修に要する費用を除く。以下「土地等の取得費用」という。）
- (2) 中小企業者又は大企業者とこれらの関係会社との間で取引等が行われた土地等の取得費用
- (3) 特別目的会社と当該特別目的会社に出資する一般社団法人及びこれに準ずるものに対して基金を拠出し、又は出資した会社との間で取引等が行われた土地等の取得費用
- (4) 一の固定資産を当該企業立地等事業計画に基づく企業立地等に係る事業（この号において「対象事業」という。）及び対象事業以外の用途に共用する場合において、当該対象事業以外の用に供する部分の取得に要する費用として市長が定めるところにより算定する額
- (5) 条例別表第4第1号に掲げる行為のうち、自ら賃借している土地（当該土地をその敷地とする家屋を所有している場合に限る。）の取得に要する費用
（企業立地等事業計画書の提出）

第15条 企業立地等事業計画書は、固定資産取得企業立地等にあつては条例別表第2から別表第4までに規定する固定資産の取得又は改修のための契約（以下「固定資産取得契約」という。）の締結（これに類するものを含む。以下同じ。）の日の6箇月前から当該固定資産取得契約の締結の日の前日までに、固定資産賃借企業立地等にあつては家屋の賃借のための契約（以下「固定資産賃借契約」という。）の締結（これに類するものを含む。以下同じ。）の日の6箇月前から当該固定資産賃借契約の締結の日の前日までに提出しなければならない。

（申請者の地位の承継の申請）

第16条 条例第3条第3項の規定による承認を受けようとする者は、当該承継後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面に当該承継を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 企業立地等事業計画の認定の申請年月日
- (2) 譲り受け、又は承継した企業立地等及び企業立地等に係る事業の概要
- (3) 譲渡又は承継の理由及びその年月日
- (4) 条例第2条第4号ただし書の規定により算定した経常利益の額又はこれに相当する額（当該企業立地等が同条第14号イ又はエに掲げる行為に係るものである場合に限る。）
- (5) その他市長が必要と認める事項
（企業立地等に係る事業の開始）

第17条 条例第3条第6項の規則で定める期間は、別表第1のとおりとする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、市長が指定する期間とする。

（認定事業計画の変更）

第18条 条例第4条第1項の規定により、認定事業計画の変更をしようとするときは、当該変更の内容を記載した書面に市長が定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

（認定事業者の地位の承継の申請等）

第19条 条例第5条第3項又は第4項の規定による承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面に市長が定める書類を添えて、当該承継をしようとする日の90日前（市長がやむを得ない事情があると認める場合は、市長が指定する期日）までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該認定事業計画の認定の年月日及び番号
- (2) 当該企業立地等又は当該企業立地等に係る事業の概要
- (3) 譲渡又は承継の理由及びその予定年月日
- (4) 認定事業者の地位を承継しようとする者の経営の状況
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 条例第5条第5項の規定による報告は、当該企業立地等又は当該企業立地等に係る事業を譲り受け、又は承継した後、速やかに、次に掲げる事項を記載した書面にこれを証する書類を添えてしなければならない。

- (1) 当該承継の承認の年月日及び番号
- (2) 譲渡又は承継の年月日
- (3) その他市長が必要と認める事項

（状況報告）

第20条 条例第7条の規定による報告は、当該企業立地等又は当該企業立地等に係る事業の遂行の状況を記載した書面に次に掲げる書類を添えて、毎年（その全ての期間において当該事業を休止していた年の翌年を除く。）1月1日から同月末日までの間にその前年の状況について行わなければならない。

- (1) 認定事業者の経営の状況を確認することができる書類
- (2) 認定事業者又はその代表者若しくは役員に関し、条例第3条第5項各号の該当の有無を確認するための書類
- (3) 認定事業者が課され、若しくは申告納付する横浜市の手税の額及び当該手税の納付の状況を確認することができる書類

2 前項の報告を行う期間は、当該企業立地等事業計画の認定を受けた日の属する年の翌年から、条例第3条第4項第3号アに規定する期間が経過する日の属する年の翌年までとする。

（企業立地等助成金の交付）

第21条 条例第9条第1項又は第2項に規定する助成金は、同条第3項の規定による最初の申請があつた日の属する年度から10回以内分割して、毎年度（当該助成金の交付を受けようとする者が同項ただし書の規定によりその申請をすることができなかった場合は、その年度を除く。）1回交付するものとする。

2 固定資産取得事業者が行う条例第9条第3項又は条例第11条第2項において準用する条例第10条第3項の規定による申請は、条例第13条第1項の規定により投下資本額が確定した日以降に行わなければならない。

3 認定事業者が行う条例第10条第3項の規定による申請は、同条第2項の規定による報告をした日以降に行わなければならない。

4 前2項の申請をする者は、その都度、当該者又はその代表者若しくは役員に関し、条例第3条第5項各号の該当の有無を確認するための書類を提出しなければならない。ただし、前条第1項第2号に掲げる書類を添えて同項の報告（当該申請をする日の属する年の報告に限る。）を行つた後に当該書類に記載された事項に変更がない場合は、この限りでない。

（市民雇用者）

第22条 市民雇用者は、当該企業立地等に係る事業に従事する者であつて、次に掲げる者とする。

(1) 労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第5条第1項第1号に規定する労働契約（以下「労働契約」という。）の期間の定めがなく雇用されている者

(2) 労働契約の期間又は連続した労働契約の期間の合計が1年を超えて雇用されている者であつて、基準日以降も引き続き雇用されている者。ただし、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する短時間労働者を除く。

2 前項の規定にかかわらず、複数の認定事業計画に基づく企業立地等に係る事業を行う認定事業者が雇用する者のうち、いずれか一の事業に従事する者で、条例第10条第2項の規定（改正されたこれに相当する規定を含む。）に基づく報告の対象となつたものは、当該一の事業とは別の認定事業計画に基づく企業立地等に係る事業において同項の規定に基づく報告の対象となる者に含まないものとする。

（市内事業者）

第23条 条例第11条第1項各号の規則で定める市内事業者は、市内に主たる事務所を有する者とする。

（投下資本額の報告）

第24条 条例第12条第1項の規定による報告は当該固定資産取得企

業立地等が終了した後、同条第2項の規定による報告は同項の事由が発生した後、遅滞なく、投下資本額を記載した書面にこれを証する書類を添えて行わなければならない。

2 条例第12条第2項の規則で定める事由は、次のとおりとする。

(1) 固定資産取得事業者が法人税法第126条第1項に規定する帳簿書類のうち固定資産台帳に登録した固定資産（当該認定事業計画に基づいて取得したものに限る。次号において同じ。）について、次のいずれかに該当する場合

ア 取得価額の減額（条例第9条第1項若しくは第2項若しくは第11条第1項に規定する助成金又は神奈川県が企業立地等の促進を目的として交付する補助金について行う法人税法第42条から第44条までに規定する圧縮記帳による減額を除く。）をしたとき。

イ 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1に規定する建物若しくは建物附属設備を同表に規定するこれら以外の種類のものに変更し、又は同令別表第2に規定する機械及び装置を同令別表第1に規定する建物若しくは建物附属設備以外の種類のものに変更したとき。

ウ 当該固定資産台帳から削除したとき。

(2) 固定資産取得事業者が国税の調査（国税通則法（昭和37年法律第66号）第74条の2第1項に規定する法人税に関する調査をいう。）に基づく更正の処分を受けた場合において、前号の固定資産台帳に登録した固定資産について、同号アに規定する減額、同号イに規定する変更又は同号ウに規定する削除をしなければならないとき。

(3) 条例第12条第1項に規定する報告に誤りのあることを理由として、市長が投下資本額の変更を求めた場合

（本社等の従業者の人数）

第25条 条例第16条第3項第3号の規則で定める本社等の従業者の人数は、当該認定事業計画に係る事業所の従業者の人数から廃止本社等従業者数、被承継法人本社等従業者数若しくは既存本社等従業者数又は次項の規定により報告を受けた従業者の人数に基づき市長が決定する人数を控除した人数とする。

2 条例第16条第4項の規定による報告は、次の各号に掲げる場合ごとに当該各号に定める事項について市長が定める期限までに行わなければならない。

(1) 固定資産賃借企業立地等に係る事業を開始した場合

ア 市内の事務所等の所在地及び当該事務所等ごとの従業者の人数

イ 事業開始日の属する事業年度の前事業年度の末日における市内の事務所等の所在地及び同日における当該事務所等ごとの従業者の人数

- (2) 当該事業開始日後に新たに市内に事務所等を設置し、又は市内の事務所等を廃止した場合 市内の事務所等の所在地及び当該事務所等ごとの従業者の人数

(休止の期間)

第26条 条例第17条第2項の規則で定める期間は、6箇月とする。

(償却資産の取得)

第27条 条例別表第2の規則で定める償却資産は、資産の種類（地方税法第383条に規定する償却資産の種類をいう。以下同じ。）が、構築物に区分されるもののうち家屋に付随するもの又は機械及び装置に区分されるもので、市長が定めるものとする。ただし、固定資産賃借企業立地等として支援措置の対象となった事業所において当該固定資産賃借事業者又はその関係会社が設備の新設、増設又は第31条に規定する更新をする目的で取得するものを除く。

(対象となる事業の分野)

第28条 条例別表第2の環境・エネルギー、健康・医療及び自然科学研究に関連する分野で規則で定めるものは、別表第2のとおりとする。

(対象となる製造業)

第29条 条例別表第2の製造業で規則で定めるものは、日本標準産業分類（統計法（平成19年法律第53号）第28条第3項の規定により総務大臣が公示したものをいう。）に掲げる製造業とする。

(先端技術工場)

第30条 条例別表第2の研究所を併設する工場で規則で定めるものは、当該研究所において行う研究開発の成果を反映して技術革新による新たな商品等を生産し、又は継続的に生産性の向上を図る工場、次のいずれも満たすものとする。

- (1) 市長が定める機能を有し、又は市長が定める基準を満たしていること。
- (2) 工場の用に供する部分と研究所の用に供する部分（以下「総対象部分」と総称する。）が物理的に区分され、かつ、次に掲げる部門及び従業者をいずれも有すること。

ア 専ら商品等の生産を行う部門及びその専従者

イ 専ら研究開発を行う部門及びその専従者

- (3) 総対象部分の床面積に対する当該工場又は当該研究所の用に供する部分の床面積の割合が、いずれも100分の10以上となること。

(事 業 所 の 設 備 の 更 新)

第 31 条 条例別表第2及び別表第7の規則で定める更新は、研究開発の成果又は技術革新による新たな商品等の生産を行うための更新（研究所等を先端技術工場にするための設備の更新を除く。）とする。

(委 任)

第 32 条 この規則の施行に関し必要な事項は、経済局長が定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別 表 第 1 （ 第 17 条 ）

固定資産の取得又は企業立地等の方法	期 間
1 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、若しくは増築し、又は当該土地に存する家屋を取得する場合 2 1に掲げる行為に併せて、償却資産を取得する場合	企業立地等事業計画の認定を受けた日から7年を経過する日まで
1 自ら所有し、又は賃借している土地に家屋を新築し、又は増築する場合 2 1に掲げる行為に併せて、償却資産を取得する場合	企業立地等事業計画の認定を受けた日から5年を経過する日まで
償却資産を取得する場合	企業立地等事業計画の認定を受けた日から3年を経過する日まで
条例別表第4に規定する家屋の改修をする場合	
家屋を賃借して、本社等を設置する場合	

別 表 第 2 （ 第 28 条 ）

分 野	対 象 事 業
環境・エネルギー関連分野	環境への負荷の低減に資する素材、部材又は製品に係る技術及び新エネルギー等の技術を利用する事業のうち市長が指定するもの
健康・医療関連分野	健康・医療に関連する分野でのバイオテクノロジーその他の高度な技術を利用する事業のうち市長が指定するもの
自然科学研究関連分野	製品開発、技術開発又は試験等に係る研究

横 浜 市 公 立 大 学 法 人 の 業 務 運 営 並 び に 財 務 及 び 会 計 に 関 す る 規 則
の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

平 成 30 年 3 月 30 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 規 則 第 34 号

横 浜 市 公 立 大 学 法 人 の 業 務 運 営 並 び に 財 務 及 び 会 計 に 関
す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

横 浜 市 公 立 大 学 法 人 の 業 務 運 営 並 び に 財 務 及 び 会 計 に 関 す る 規 則
(平 成 17 年 3 月 横 浜 市 規 則 第 45 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

第 1 条 の 次 に 次 の 2 条 を 加 え る。

(監 査 報 告 の 作 成)

第 1 条 の 2 法 第 13 条 第 4 項 の 規 定 に よ り 作 成 す る 監 査 報 告 に は、
次 に 掲 げ る 事 項 を 記 載 し な け れ ば な ら な い。

- (1) 監 事 の 監 査 の 方 法 及 び そ の 内 容
- (2) 法 人 の 業 務 が、法 令 等 に 従 っ て 適 正 に 実 施 さ れ て い る か ど う
か 及 び 中 期 目 標 の 着 実 な 達 成 に 向 け 効 果 的 か つ 効 率 的 に 実 施 さ
れ て い る か ど う か に つ い て の 意 見
- (3) 法 人 の 役 員 の 職 務 の 執 行 が 法 令 等 に 適 合 す る こ と を 確 保 す る
た め の 体 制 そ の 他 法 人 の 業 務 の 適 正 を 確 保 す る た め の 体 制 の 整
備 及 び 運 用 に つ い て の 意 見
- (4) 法 人 の 役 員 の 職 務 の 遂 行 に 関 し、不 正 の 行 為 又 は 法 令 等 に 違
反 す る 重 大 な 事 実 が あ っ た と き は、そ の 事 実
- (5) 監 査 の た め の 必 要 な 調 査 が で き な か っ た と き は、そ の 旨 及 び
理 由

(6) 監 査 報 告 を 作 成 し た 日

(監 事 の 調 査 の 対 象 と な る 書 類)

第 1 条 の 3 法 第 13 条 第 6 項 第 2 号 の 規 則 で 定 め る 書 類 は、こ の 規
則 の 規 定 に 基 づ き 市 長 に 提 出 す る 書 類 と す る。

第 6 条 から 第 8 条 ま で を 次 の よ う に 改 め る。

第 6 条 から 第 8 条 ま で 削 除

第 10 条 中 「 第 221 号 」 の 次 に 「 。 以 下 「 会 計 基 準 」 と い う 。 」 を
加 え、同 条 の 次 に 次 の 1 条 を 加 え る。

(事 業 報 告 書 の 作 成)

第 10 条 の 2 法 第 34 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 作 成 す る 事 業 報 告 書 に は
、次 に 掲 げ る 事 項 を 記 載 し な け れ ば な ら な い。

- (1) 法 人 に 関 す る 基 礎 的 な 事 項 の う ち、次 に 掲 げ る も の
 - ア 目 標、業 務 内 容、沿 革、設 立 に 係 る 根 拠 法、設 立 団 体 そ の
他 法 人 の 概 要
 - イ 事 務 所 (従 た る 事 務 所 を 含 む 。) の 所 在 地
 - ウ 資 本 金 の 額

エ 在学する学生の数

オ 役員の氏名、役職及び就任年月日

カ 常勤職員の数

(2) 事業に関する事項

第11条中「第34条第4項」を「第34条第3項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(会計監査報告の作成)

第11条の2 法第35条第1項の規定により作成する会計監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 会計監査人の監査の方法及びその内容

(2) 財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。

以下同じ。）が法人の財政状態、運営状況、収支状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のアからウまでに掲げる意見の区分に応じ、当該アからウまでに定める事項

ア 無限定適正意見 監査の対象となった財務諸表が会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、収支状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

イ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった財務諸表が除外事項を除き会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、収支状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨及び除外事項

ウ 不適正意見 監査の対象となった財務諸表が不適正である旨及びその理由

(3) 前号の意見がないときは、その旨及びその理由

(4) 会計監査人の判断に関して説明を付する必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関して必要な報告

(6) 会計監査報告を作成した日

第14条中「第40条第6項」を「第40条第5項」に改める。

本則に次の3条を加える。

(内部組織)

第18条 法第56条の2第1号に規定する法人の内部組織として規則で定めるものは、次のとおりとする。

(1) 法人の事務組織規程に定める室及び部

(2) 法人の学則に定める学科、研究科、研究所及びセンター

- (3) 法人の学則に定める病院の長の直近下位の内部組織
(管理又は監督の地位)

第19条 法第56条の2第2号に規定する管理又は監督の地位として規則で定めるものは、法人の学則に定める副学長、学群長及び学部長、前条各号に掲げる内部組織の長並びに同条第3号に規定する病院の長とする。

(業務実績等報告書)

第20条 法第78条の2第2項に規定する報告書には、当該報告書が次の各号に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める項目ごとに自ら評価を行った結果を記載しなければならない。

- (1) 事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 当該事業年度に係る年度計画に定めた項目
- (2) 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書並びに中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 中期計画に定めた項目

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

市長代理順序規則及び横浜市副市長事務分担規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

横浜市 市長 林 文 子

横浜市規則第35号

市長代理順序規則及び横浜市副市長事務分担規則の一部を改正する規則

(市長代理順序規則の一部改正)

第1条 市長代理順序規則(平成7年6月横浜市規則第71号)の一部を次のように改正する。

本則中

「第2順位 柏崎 誠副市長
第3順位 平原 敏英副市長」

を

「第2順位 平原 敏英副市長
第3順位 小林 一美副市長
第4順位 荒木田 百合副市長」

に改める。

(横浜市副市長事務分担規則の一部改正)

第2条 横浜市副市長事務分担規則(昭和34年6月横浜市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(分担事務)

第2条 副市長は、おおむね次の区分により、その事務を担当する。

渡辺巧教副市長

- (1) 総務局に属する事務
- (2) 財政局に属する事務
- (3) 国際局に属する事務
- (4) 経済局に属する事務
- (5) 会計室に属する事務
- (6) 港北区に属する事務
- (7) 緑区に属する事務
- (8) 青葉区に属する事務
- (9) 都筑区に属する事務
- (10) 選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局及び議会局に関する事務

平原敏英副市長

- (1) 建築局に属する事務
- (2) 都市整備局に属する事務

- (3) 道路局に属する事務
- (4) 港湾局に属する事務
- (5) 交通局に属する事務
- (6) 旭区に属する事務
- (7) 戸塚区に属する事務
- (8) 栄区に属する事務
- (9) 泉区に属する事務
- (10) 瀬谷区に属する事務

小林一美副市長

- (1) 温暖化対策統括本部に属する事務
- (2) 政策局に属する事務
- (3) 市民局に属する事務
- (4) 環境創造局に属する事務
- (5) 資源循環局に属する事務
- (6) 消防局に属する事務
- (7) 水道局に属する事務
- (8) 中区に属する事務
- (9) 南区に属する事務
- (10) 港南区に属する事務
- (11) 磯子区に属する事務
- (12) 金沢区に属する事務

荒木田百合副市長

- (1) 文化観光局に属する事務
- (2) こども青少年局に属する事務
- (3) 健康福祉局に属する事務
- (4) 医療局及び医療局病院経営本部に属する事務
- (5) 教育に関する事務
- (6) 鶴見区に属する事務
- (7) 神奈川区に属する事務
- (8) 西区に属する事務
- (9) 保土ヶ谷区に属する事務

第3条第2項中「、特区」を削り、同条第3項及び第4項を次のように改める。

3 公共工事等の技術的事項に関する調整は、平原敏英副市長が掌理する。

4 区政に共通する事項の調整は、小林一美副市長が掌理する。

第4条第1項各号を次のように改める。

- (1) 渡辺巧教副市長に事故があるとき、又は欠けたとき。

副市長	掌 理 す る 事 務	
	局に属する事務等	区に属する事務

平 原 敏 英 副 市 長	総務局及び財政局に属する事務	港北区に属する事務
小 林 一 美 副 市 長	国際局及び経済局に属する事務	緑区に属する事務
荒 木 田 百 合 副 市 長	会計室に属する事務並びに選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局及び議会局に関する事務	青葉区及び都筑区に属する事務

(2) 平原敏英副市長に事故があるとき、又は欠けたとき。

副市長	掌 理 す る 事 務	
	局に属する事務	区に属する事務
渡 辺 巧 教 副 市 長	建築局及び都市整備局に属する事務	旭区に属する事務
小 林 一 美 副 市 長	道路局及び港湾局に属する事務	戸塚区に属する事務
荒 木 田 百 合 副 市 長	交通局に属する事務	栄区、泉区及び瀬谷区に属する事務

(3) 小林一美副市長に事故があるとき、又は欠けたとき。

副市長	掌 理 す る 事 務	
	局に属する事務等	区に属する事務
渡 辺 巧 教 副 市 長	政策局及び水道局に属する事務	中区及び南区に属する事務
平 原 敏 英 副 市 長	温暖化対策統括本部、環境創造局及び資源循環局に属する事務	港南区に属する事務
荒 木 田 百 合 副 市 長	市民局及び消防局に属する事務	磯子区及び金沢区に属する事務

(4) 荒木田百合副市長に事故があるとき、又は欠けたとき。

副市長	掌 理 す る 事 務	
	局に属する事務等	区に属する事務
渡 辺 巧 教 副 市 長	健康福祉局、医療局及び医療局病院経営本部に属する事務	鶴見区に属する事務
平 原 敏 英 副 市 長	文化観光局及びこども青少年局に属する事務	神奈川区に属する事務
小 林 一 美 副 市 長	教育に関する事務	西区及び保土ヶ谷区に属する事務

第4条第2項を次のように改める。

- 2 2人の副市長に事故があるとき、又は2人の副市長が欠けたときは、その担任事務は、次に定めるところに従い、他の副市長が掌理する。

- (1) 渡辺巧教副市長及び平原敏英副市長に事故があるとき、又は欠けたとき。

副市長	掌 理 す る 事 務	
	局に属する事務等	区に属する事務
小林一美副市長	総務局、財政局、国際局、経済局及び会計室に属する事務並びに選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局及び議会局に関する事務	港北区、緑区、青葉区及び都筑区に属する事務
荒木田百合副市長	建築局、都市整備局、道路局、港湾局及び交通局に属する事務	旭区、戸塚区、栄区、泉区及び瀬谷区に属する事務

- (2) 渡辺巧教副市長及び小林一美副市長に事故があるとき、又は欠けたとき。

副市長	掌 理 す る 事 務	
	局に属する事務等	区に属する事務
平原敏英副市長	総務局、財政局、国際局、経済局及び会計室に属する事務並びに選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局及び議会局に関する事務	港北区、緑区、青葉区及び都筑区に属する事務
荒木田百合副市長	温暖化対策統括本部、政策局、市民局、環境創造局、資源循環局、消防局及び水道局に属する事務	中区、南区、港南区、磯子区及び金沢区に属する事務

- (3) 渡辺巧教副市長及び荒木田百合副市長に事故があるとき、又は欠けたとき。

副市長	掌 理 す る 事 務	
	局に属する事務等	区に属する事務
平原敏英副市長	総務局、財政局、国際局、経済局及び会計室に属する事務並びに選	港北区、緑区、青葉区及び都筑区に属する事務

	挙 管 理 委 員 会 事 務 局、 人 事 委 員 会 事 務 局、監 査 事 務 局 及 び 議 会 局 に 関 する 事 務	
小 林 一 美 副 市 長	文 化 観 光 局、こ だ も 青 少 年 局、健 康 福 祉 局、 医 療 局 及 び 医 療 局 病 院 経 営 本 部 に 属 する 事 務 並 び に 教 育 に 関 する 事 務	鶴 見 区、神 奈 川 区、 西 区 及 び 保 土 ケ 谷 区 に 属 する 事 務

(4) 平原敏英副市長及び小林一美副市長に事故があるとき、又は欠けたとき。

副 市 長	掌 理 す る 事 務	
	局 に 属 する 事 務 等	区 に 属 する 事 務
渡 辺 巧 教 副 市 長	建 築 局、都 市 整 備 局、 道 路 局、港 湾 局 及 び 交 通 局 に 属 する 事 務	旭 区、戸 塚 区、栄 区 、 泉 区 及 び 瀬 谷 区 に 属 する 事 務
荒 木 田 百 合 副 市 長	温 暖 化 対 策 統 括 本 部、 政 策 局、市 民 局、環 境 創 造 局、資 源 循 環 局、 消 防 局 及 び 水 道 局 に 属 する 事 務	中 区、南 区、港 南 区 、 磯 子 区 及 び 金 沢 区 に 属 する 事 務

(5) 平原敏英副市長及び荒木田百合副市長に事故があるとき、又は欠けたとき。

副 市 長	掌 理 す る 事 務	
	局 に 属 する 事 務 等	区 に 属 する 事 務
渡 辺 巧 教 副 市 長	建 築 局、都 市 整 備 局、 道 路 局、港 湾 局 及 び 交 通 局 に 属 する 事 務	旭 区、戸 塚 区、栄 区 、 泉 区 及 び 瀬 谷 区 に 属 する 事 務
小 林 一 美 副 市 長	文 化 観 光 局、こ だ も 青 少 年 局、健 康 福 祉 局、 医 療 局 及 び 医 療 局 病 院 経 営 本 部 に 属 する 事 務 並 び に 教 育 に 関 する 事 務	鶴 見 区、神 奈 川 区、 西 区 及 び 保 土 ケ 谷 区 に 属 する 事 務

(6) 小林一美副市長及び荒木田百合副市長に事故があるとき、又は欠けたとき。

副 市 長	掌 理 す る 事 務	
	局 に 属 する 事 務 等	区 に 属 する 事 務
渡 辺 巧 教 副 市 長	温 暖 化 対 策 統 括 本 部、	中 区、南 区、港 南 区

	政策局、市民局、環境創造局、資源循環局、消防局及び水道局に属する事務	、磯子区及び金沢区に属する事務
平原敏英副市長	文化観光局、こども青少年局、健康福祉局、医療局及び医療局病院経営本部に属する事務並びに教育に関する事務	鶴見区、神奈川区、西区及び保土ヶ谷区に属する事務

第4条に次の1項を加える。

- 3 3人の副市長に事故があるとき、又は3人の副市長が欠けたときは、その担任事務は、他の副市長が掌理する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

横 浜 市 事 務 分 掌 規 則 等 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。

平 成 30 年 3 月 30 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 規 則 第 36 号

横 浜 市 事 務 分 掌 規 則 等 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

（ 横 浜 市 事 務 分 掌 規 則 の 一 部 改 正 ）

第 1 条 横 浜 市 事 務 分 掌 規 則 （ 昭 和 27 年 10 月 横 浜 市 規 則 第 68 号 ） の
一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第 1 条 の 2 第 1 項 の 表 中

「

大 都 市 制 度 推 進 室

」

を

「

大 都 市 制 度 ・ 広 域 行 政 室

」

に 、

「

	ス ポ ー ツ 振 興 部	ス ポ ー ツ 振 興 課 、 ラ グ ビ ー ワ ー ル ド カ ッ プ ・ オ リ ン ピ ッ ク ・ パ ラ リ ン ピ ッ ク 推 進 課
--	------------------	--

」

を

「

ス ポ ー ツ 統 括 室	ス ポ ー ツ 振 興 部	ス ポ ー ツ 振 興 課
	オ リ ン ピ ッ ク ・ パ ラ リ ン ピ ッ ク 推 進 部	オ リ ン ピ ッ ク ・ パ ラ リ ン ピ ッ ク 推 進 課
	ラ グ ビ ー ワ ー ル ド カ ッ プ 20 19 推 進 部	ラ グ ビ ー ワ ー ル ド カ ッ プ 2019 推 進 課

」

に 、

「

総 務 課 、 経 済 企 画 課

誘致推進課、産業立地調整課

」

を
「

総務課、企画調整課
企業誘致・立地課、国際ビジネス課、新産業創造課

」

に、
「

高齢健康福祉課、高齢在宅支援課、高齢施設課、介護保険課、介護事業指導課

」

を
「

高齢健康福祉課、地域包括ケア推進課、高齢在宅支援課、高齢施設課、介護保険課、介護事業指導課

」

に、
「

	病院経営部	病院経営課、看護師キャリア支援課
	再整備部	再整備課

」

を
「

	病院経営部	病院経営課、看護師キャリア支援課
--	-------	------------------

」

に、

「

みどりアップ推進課、
全国都市緑化フェア推
進課、緑地保全推進課
、農政推進課、農業振
興課

」

を

「

みどりアップ推進課、
緑地保全推進課、農政
推進課、農業振興課

」

に、

「

業務課、車両課

」

を

「

業務課、街の美化推進
課、車両課

」

に、

「

施設課、処分地管理課

」

を

「

施設課、処分地管理課
、施設計画課

」

に改める。

第2条大都市制度推進室の項中「大都市制度推進室」を「大都市制度・広域行政室」に改める。

第3条総務部の項管理課の部に次の1号を加える。

(3) 横浜市市庁舎商業施設運営事業者選定評価委員会に関する
こと。

第3条人事部の項労務課の部中第7号を第11号とし、第6号を

第10号とし、第5号の次に次の4号を加える。

- (6) 人事、給与等の業務のシステムの開発、管理及び運用に関すること。
- (7) 庶務事務システムの開発、管理及び運用に関すること。
- (8) 庶務事務集中センターの管理及び運営に関すること。
- (9) 庶務事務システムを利用する職員等に係る手当等の認定等に関すること。

第3条しごと改革室の項ICT基盤管理課の部中第3号から第6号までを削る。

第3条の2財政部の項財源課の部中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同条公共施設・事業調整室の款公共施設・事業調整課の部第3号中「コスト縮減及び」を削る。

第3条の3国際政策部の項政策総務課の部中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 旅券事務所の設置に関すること。

第3条の3国際政策部の項国際連携課の部第6号中「の誘致等」を削る。

第4条スポーツ振興部の項を削り、第4条に次のように加える。

スポーツ統括室

スポーツ振興部

スポーツ振興課

- (1) スポーツ・レクリエーション振興施策の総合的な企画、調整及び実施に関すること（他の局の主管に属するものを除く。）。
- (2) スポーツ・レクリエーション施設の整備及び運営に関すること（他の局の主管に属するものを除く。）。
- (3) スポーツ・レクリエーションイベントの企画、誘致及び開催に関すること（他の局の主管に属するものを除く。）。
- (4) 区役所のスポーツ・レクリエーション振興の支援に関すること。
- (5) 公益財団法人横浜市体育協会に関すること。
- (6) 市民スポーツ・レクリエーション関係団体に関すること（他の局の主管に属するものを除く。）。
- (7) 横浜市スポーツ推進計画の策定に関すること。
- (8) 横浜市スポーツ推進審議会に関すること（教育委員会の主管に属するものを除く。）。
- (9) スポーツ推進委員に関すること。
- (10) 室内他の部の主管に属しないこと。

オリンピック・パラリンピック推進部

オリンピック・パラリンピック推進課

- (1) 第32回オリンピック競技大会及び第16回パラリンピック競技大会に関連する施策に係る総合調整に関すること（環境創造局公園緑地部会場整備課の主管に属するものを除く。）。

ラグビーワールドカップ2019推進部

ラグビーワールドカップ2019推進課

- (1) ラグビーワールドカップ2019に関連する施策に係る総合調整に関すること（環境創造局公園緑地部会場整備課の主管に属するものを除く。）。

第4条の3政策調整部の項中「経済企画課」を「企画調整課」に改め、同条成長戦略推進部の項を次のように改める。

成長戦略推進部

企業誘致・立地課

- (1) 企業等の横浜市への誘致に関すること（国際ビジネス課の分掌事務第1号に係るものを除く。）。
- (2) 横浜市企業等誘致推進本部に関すること。
- (3) 産業集積の促進及び研究開発拠点の形成に関すること。
- (4) 事業所の適正立地及び立地環境等に係る調査及び企画に関すること。
- (5) 経済施策に関する土地利用の調整に関すること。
- (6) 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく届出及び勧告に関すること。
- (7) 部内他の課の主管に属しないこと。

国際ビジネス課

- (1) 海外の企業等の横浜市への誘致に関すること。
- (2) 市内企業の海外展開の推進に関すること。
- (3) 海外に設置する事務所における経済交流の連絡調整に関すること。
- (4) 株式会社横浜インポートマートに関すること。
- (5) 貿易関係団体等に関すること。

新産業創造課

- (1) IT関連等の新産業及び新事業の創出及び集積に係る総合調整に関すること。
- (2) 市内企業等における革新的技術の活用促進に関すること。

第4条の3市民経済労働部の項商業振興課の部中第4号を第7とし、第3号の次に次の3号を加える。

- (4) 大規模商業施設の適正立地及び立地環境等に係る調査、企画及び指導に関すること（中小企業振興部ものづくり支援課

の分掌事務第1号に係るものを除く。) 。

(5) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に基づく意見、勧告その他同法の施行に関すること。

(6) 横浜市大規模小売店舗立地審議会に関すること。

第4条の3市民経済労働部の項雇用労働課の部第3号中「政策調整部経済企画課」を「政策調整部企画調整課」に改める。

第6条高齢健康福祉部の項高齢健康福祉課の部中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同部の次に次のように加える。

地域包括ケア推進課

(1) 地域包括ケアの推進に関すること。

(2) 高齢者の一般介護予防事業に関すること。

(3) 高齢者の生活支援体制整備事業に関すること。

第6条高齢健康福祉部の項高齢在宅支援課の部中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同条健康安全部の項生活衛生課の部中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）に基づく届出等（文化観光局及び建築局の主管に属するものを除く。）及び同法に係る事務の連絡調整に関すること。

第6条の2再整備部の項を削る。

第6条の3みどりアップ推進部の項みどりアップ推進課の部第18号中「第7章に基づく緑化施設整備計画」を「第6章第2節に基づく市民緑地設置管理計画」に改め、同部中第31号を第32号とし、同部第30号中「第25号」を「第26号」に改め、同号を同部第31号とし、同部中第19号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、第18号の次に次の1号を加える。

(19) 都市緑地法第7章に基づく緑地保全・緑化推進法人の指定等に関すること。

第6条の3みどりアップ推進部の項全国都市緑化フェア推進課の部を削り、同条公園緑地部の項動物園課の部中第1号を削り、第2号を第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

(2) 動物園基金に関すること。

第6条の3公園緑地部の項動物園課の部第3号中「（公園緑地整備課の主管に属するものを除く。）」を削り、同部中第5号を第12号とし、第4号を第11号とし、第3号の次に次の7号を加える。

(4) 動物園並びに横浜動物の森公園（動物園を除く。）、野毛山公園（動物園を除く。）及び金沢自然公園（動物園を除く。）（以下「動物園等」という。）の管理（権利の得喪又は

変更を伴うものを除く。) に関する事。

- (5) 動物園等の使用及び占有に関する事。
- (6) 動物園等の使用料の徴収等に関する事。
- (7) 動物園等における禁止行為及び制限行為等の是正指導等に関する事。
- (8) 動物園等における都市公園法第27条及び横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）第19条の規定による監督処分に関する事。
- (9) 動物園の運営及び維持に関する事（公園緑地整備課の主管に属するものを除く。）。
- (10) 横浜動物の森公園における公園緑地の建設用地（里山ガーデンに限る。）の管理等に関する事。

第6条の3公園緑地部の項公園緑地整備課の部第4号中「関する事」の次に「（動物園課の主管に属するものを除く。）」を加え、同部中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

第7条家庭系対策部の項業務課の部第8号中「（地域共同浄化槽を含む。以下同じ。）」を削り、「処分」を「前処理」に改め、同部中第9号から第14号までを削り、同部第15号中「及び浄化槽」を削り、同号を同部第9号とし、同部中第16号を第10号とし、第17号から第20号までを削り、第21号を第11号とし、第22号を第12号とし、同部の次に次のように加える。

街の美化推進課

- (1) 街の美化の推進に関する事（他の局及び部の主管に属するものを除く。）。
- (2) 不法投棄廃棄物に関する事。
- (3) 横浜市放置自動車及び沈船等廃物判定委員会に関する事。
- (4) 公衆便所及び移動トイレに関する事。
- (5) 環境事業推進委員に関する事。

第7条事業系対策部の項一般廃棄物対策課の部中第6号を第12号とし、第5号の次に次の6号を加える。

- (6) 浄化槽の設置に係る届出の受理及び審査並びに指導監督に関する事。
- (7) 浄化槽の維持管理状況に係る報告その他浄化槽に係る届出の受理及び指導に関する事。
- (8) 浄化槽の維持管理についての指導監督に関する事。
- (9) 浄化槽清掃業の許可及び指導監督に関する事。
- (10) 浄化槽関係団体の指導に関する事。
- (11) その他浄化槽に関する事（家庭系対策部業務課及び環境

創造局下水道管路部管路保全課の主管に属するものを除く。
）。

第7条適正処理計画部の項施設課の部第1号中「並びに調査研究」を削り、同部第2号を削り、同部第3号中「及び併設施設の工事」を「の工事及び更新」に、「並びに調査研究に関すること」を「に関すること（施設計画課の主管に属するものを除く。）」に改め、同号を同部第2号とし、同部中第4号から第6号までを削り、第7号を第3号とし、第8号を第4号とし、第9号を削り、第10号を第5号とし、同項処分地管理課の部の次に次のように加える。

施設計画課

- (1) 焼却工場及びその併設施設の更新に関すること。
- (2) 焼却工場の長寿命化に係る工事に関すること。
- (3) 局所管施設の建築工事に係る設計及び施行に関すること。
- (4) 局所管施設の工事に関する技術基準等の作成及び指導に関すること。
- (5) 局所管施設の工事に係る設計単価、歩掛り等の作成及び調整に関すること。
- (6) 局所管施設の工事に係る検査及び安全管理等に関すること。
。
- (7) 局所管の国庫補助事業に係る会計実地検査の連絡調整に関すること。

第8条企画部の項建築防災課の部第2号中「第16号から第18号まで」を「第17号から第19号まで」に改め、同部第9号中「平成7年3月横浜市条例第19号」を「平成28年12月横浜市条例第62号」に改め、同条建築監察部の項違反对策課の部中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 住宅宿泊事業法第6条の規定に違反する建築物の是正指導及び措置に関すること（建築指導部建築指導課及び健康福祉局の主管に属するものを除く。）。

第8条建築指導部の項情報相談課の部第2号中「建築、開発行為等（都市計画法等に基づく開発行為、住宅地造成事業及び宅地造成工事をいう。以下同じ。）及び開発事業調整条例に基づく手続に係る統計並びに」を「建築確認等の統計及び」に改め、同部中第14号を第15号とし、第13号の次に次の1号を加える。

- (14) 住宅宿泊事業法第6条の規定に違反する建築物の調査及び報告に関すること（建築指導課及び健康福祉局の主管に属するものを除く。）。

第8条建築指導部の項建築指導課の部中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号を第17号とし、第15号の次に次の1

号を加える。

- (16) 住宅宿泊事業法第6条の規定による安全の確保に対する指導に関すること（健康福祉局の主管に属するものを除く。）

第8条宅地審査部の項宅地審査課の部第1号中「開発行為等」の次に「（都市計画法等に基づく開発行為、住宅地造成事業及び宅地造成工事をいう。以下同じ。）」を加え、同項調整区域課の部に次の1号を加える。

- (15) 開発行為等及び開発事業調整条例に基づく手続に係る統計並びにその報告に関すること。

第9条都心再生部の項都心再生課の部第11号中「関すること」の次に「（市街地整備部市街地整備調整課の分掌事務第2号に係るものを除く。）」を加え、同条市街地整備部の項市街地整備調整課の部第2号中「又は再開発会社」を「、再開発会社等」に改め、「第一種市街地再開発事業」の次に「及び土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づき個人施行者、土地区画整理組合、区画整理会社等が施行する土地区画整理事業」を加え、同項市街地整備推進課の部第1号中「関すること」の次に「（市街地整備調整課の分掌事務第2号に係るものを除く。）」を加える。

第10条政策調整部の項政策調整課の部第6号中「及び調整」を「、調整、調査及び設計」に改め、同条港湾管財部の項管財第一課の部中第16号を第17号とし、第3号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 海岸保全区域台帳の管理に関すること。

第10条建設保全部の項保全管理課の部中第18号を第19号とし、第7号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 海岸保全区域内の工事の許可等に関すること。

（地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部改正）

第2条 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則（昭和41年12月横浜市規則第81号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア中「技師長」の次に「、副リハビリテーション部長」を加え、同号イ中「並びに再整備部再整備課」を削り、「及び経営経理係長」を「、経営企画係長及び経理担当係長」に改める。

（横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正）

第3条 横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（

平成22年3月横浜市規則第27号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第4号を次のように改める。

(4) 資源循環局適正処理計画部処分地管理課適正管理係

(横浜市役所事務分掌規則の一部改正)

第4条 横浜市区役所事務分掌規則(昭和52年6月横浜市規則第68号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項総務部の項戸籍課の部第5号中「、金沢」を削る。

。

(横浜市消防局組織規則の一部改正)

第5条 横浜市消防局組織規則(昭和38年10月横浜市規則第61号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項予防部の項保安課の部に次の3号を加える。

(13) 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)に係る調査及び企画に関すること。

(14) 高圧ガス保安法に係る規制、査察、指導等に関すること。

(15) 高圧ガスによる事故及び災害に係る行政措置に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の横浜市事務分掌規則の規定による次表の左欄に掲げる部等もしくは課の部長、室長、課長若しくは担当係長に補せられ、又はこれらの課に勤務を命ぜられている者は、別段の辞令が発せられない限り、この規則の施行の日において、それぞれ第1条の規定による改正後の横浜市事務分掌規則の規定による同表の右欄に掲げる部等若しくは課の部長、室長、課長若しくは担当係長に補せられ、又はこれらの課に勤務を命ぜられたものとする。

局	部 等	課	局	室	部 等	課
政策局	大都市 制度推 進室		政策局		大都市 制度・ 広域行 政室	
		大都市 制度推 進課				大都市 制度推 進課
市民局	スポー ツ振興		市民局	スポー ツ統括	スポー ツ振興	

	部	ス ポ ー ツ 振 興 課		室	部	ス ポ ー ツ 振 興 課
経 済 局	政 策 調 整 部	経 済 企 画 課	経 済 局		政 策 調 整 部	企 画 調 整 課

- 3 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第37号

横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則

(横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第1条 横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規則(平成24年5月横浜市規則第62号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

最高情報統括責任者補佐監又は最高情報セキュリティ責任者補佐監	100 分の 19.5
総務局危機管理室危機管理部緊急対策課担当課長	100 分の 19

」

を

「

最高情報統括責任者補佐監又は最高情報セキュリティ責任者補佐監	100 分の 19.5
--------------------------------	-------------

」

に改める。

別表第2第2号の表中

「

校長又は校長代理の職にある職員	100 分の 55.0
-----------------	-------------

」

を

「

校長又は校長代理の職にある職員	100 分の 53.9
-----------------	-------------

」

に改める。

(横浜市旅費条例別表旅費額の適用に関する規則の一部改正)

第2条 横浜市旅費条例別表旅費額の適用に関する規則(昭和62年3月横浜市規則第59号)の一部を次のように改正する。

表中「、最高情報セキュリティ責任者補佐監及び総務局危機管理室危機管理部緊急対策課担当課長」を「及び最高情報セキュリ

ティ責任者補佐監」に改める。

（横浜市外国旅行の旅費に関する規則の一部改正）

第3条 横浜市外国旅行の旅費に関する規則（昭和35年5月横浜市規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考2の表中「、最高情報セキュリティ責任者補佐監及び総務局危機管理室危機管理部緊急対策課担当課長」を「及び最高情報セキュリティ責任者補佐監」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第2条の規定による改正後の横浜市旅費条例別表旅費額の適用に関する規則及び第3条の規定による改正後の横浜市外国旅行の旅費に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

横浜市工業技術支援センター条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成30年3月30日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第38号

横浜市工業技術支援センター条例施行規則の一部を改正
する規則

横浜市工業技術支援センター条例施行規則（昭和39年3月横浜市
規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表中「試験試料の作成」を「試験試料の作製」に、

「

断面作成	同	16,600 円
------	---	----------

を

」

「

断面作製	同	16,600 円
集束イオンビーム加工観察装置によるもの	1 試料 1 加工面につき	19,100 円
	1 加工面の追加 (同一試料に限る。)	9,500 円

に

」

改め、同表備考4中「皮膜試験」の次に「若しくは集束イオンビーム加工観察装置による試験試料の作製」を加え、同表備考5中「皮膜試験」の次に「及び集束イオンビーム加工観察装置による試験試料の作製」を加える。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

横浜市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第39号

横浜市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市国民健康保険条例施行規則（昭和36年3月横浜市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第11条の2中「すべて」を「全て」に改め、「の納期の」の次に「保険料の」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（賦課額が変更となる場合の各納期の保険料の納付額の取扱い）

第11条の2の2 保険料の賦課額の決定後に当該賦課額が増額となる場合の各納期の保険料の納付額については、条例第18条第2項の規定にかかわらず、増額後の賦課額から既に経過した各納期の保険料の納付額の合計額を控除して得た額を当該増額後に到来する各納期の保険料の納付額に均等に増額するものとする。

2 保険料の賦課額の決定後に当該賦課額が減額となる場合の各納期の保険料の納付額については、条例第18条第2項の規定にかかわらず、減額前の賦課額から減額後の賦課額を控除して得た額を当該減額後に到来する各納期の保険料の納付額から均等に減額するものとする。この場合において、当該控除して得た額が当該減額後に到来する各納期の保険料の納付額の合計額を上回るときは、当該上回る額を既に経過した各納期の保険料の納付額のうち直近の納期に係るものから順に減額するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、世帯主の世帯に属する全ての被保険者がその資格を喪失した日以後に保険料の賦課額が増額又は減額となる場合であって、増額又は減額後の賦課額が既に経過した各納期の保険料の納付額の合計額を上回るときは、当該上回る額を増額又は減額後の最初の納期の保険料の納付額とするものとする。

4 第1項又は第2項の規定による増額又は減額後の各納期の保険料の納付額に100円未満の端数があるときは、その金額を当該増額又は減額後の最初の納期の保険料の納付額に合算する。

5 前各項の規定にかかわらず、区長は、これらの規定により難いと認めるときは、別に各納期の保険料の納付額を定めることができる。

第11条の3の見出し中「過不足額」を「納付額の変更」に改め、同条中「被保険者数、市民税額等の異動による賦課額の変更により、既に納付された各納期の」を「条例第15条に規定する基礎控除後の総所得金額等、被保険者数等の異動により、既に納期の経過した

」に改め、「納付額が」の次に「増額又は減額となる場合の取扱いについては」を加える。

第12条第1項中「その世帯」を「その世帯主の世帯」に、「第29条の7第2項第9号イ」を「第29条の7第2項第8号イ」に改め、同条第4項中「その世帯」を「その世帯主の世帯」に改める。

付則第1号様式を次のように改める。

付則第1号様式

(表)

神奈川県		有効期限									
国民健康保険		被保険者証									
記号		番号									
(退職被保険者)適用年月日											
氏名											
生年月日		性別									
住所											
世帯主氏名											
交付年月日											
保険者番号		<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>									
発行区名		交付者名 横 浜 市									

印

(縦5.4センチメートル、横8.6センチメートル)

(裏)

注意事項 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で渡してください。

備考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

《 1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、Xをつけてください。》

【 心臓・肺・肝臓・腎臓・^{じん}膵臓・^{すい}臓・小腸・眼球 】

〔特記欄：

〕

署名年月日： 年 月 日

本人署名（自筆）： 家族署名（自筆）：

付 則 第 2 号 様 式 を 次 の よ う に 改 め る。

付則第2号様式

(表)

神奈川県		有効期限	
国民健康保険		被保険者証	
記号	番号		
(退職被扶養者)適用年月日			
氏名		性別	
生年月日			
住所			
世帯主氏名			
交付年月日			
保険者番号			
発行区名		交付者名	
		横 浜 市	

(縦5.4センチメートル、横8.6センチメートル)

(裏)

注意事項 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で渡してください。	
備考	
※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。	
1. 私は、<u>脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも</u>、移植の為に臓器を提供します。	
2. 私は、<u>心臓が停止した死後に限り</u>、移植の為に臓器を提供します。	
3. 私は、臓器を提供しません。	
《 1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、Xをつけてください。》	
【 心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球 】	
〔特記欄： 〕	
署名年月日： 年 月 日	
本人署名（自筆）： 家族署名（自筆）：	

付 則 第 3 号 様 式 中 「 ㊤ 国 民 健 康 保 険 退 職 被 保 険 者 等 受 療 証 」 を 「
㊤ 神 奈 川 県 国 民 健 康 保 険 退 職 被 保 険 者 等 受 療 証 」 に 改 め 、 「 40 - 」
を 削 り 、

「

保 険 者	名 称	横 浜 市									
	所 在 地	横 浜 市 中 区 港 町 1 丁 目 1 番 地									
	番 号		6	7							

」

を

「

交 付 者	名 称	横 浜 市									
	所 在 地										
	保 険 者 番 号		6	7							

」

に 改 め る 。

第 3 号 様 式 を 次 の よ う に 改 め る 。

第3号様式

(表)

神奈川県 国民健康保険 被保険者証	有効期限	
	記号	番号
	適用開始年月日	
氏名		
生年月日		性別
住所		
世帯主氏名		
交付年月日		
保険者番号		
発行区名		
		交付者名 横 浜 市
		

(縦5.4センチメートル、横8.6センチメートル)

(裏)

注意事項 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で渡してください。

備考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

《 1 又は 2 を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、Xをつけてください。 》

【 心臓・肺・肝臓・腎臓・^{じん}脾臓・^{すい}小腸・眼球 】

〔特記欄： 〕

署名年月日： 年 月 日

本人署名（自筆）： 家族署名（自筆）：

第4号様式表面中「国民健康保険高齢受給者証」を「神奈川県国民健康保険高齢受給者証」に、「保険者の名称」を「交付者の名称」に改め、同様式裏面中「国民健康保険高齢受給者証」を「神奈川県国民健康保険高齢受給者証」に改める。

第5号様式表面を次のように改める。

(表)

余白に適宜注意事項等について記載することができる。

第 6 号 様 式 の 2 中

「

保 険 者	保 険 者 の 番 号 並 び に 保 険 者 の 名 称 及 び 印
	発 行 局 課

」

を

「

交 付 者	交 付 者 の 名 称 及 び 印 並 び に 保 険 者 番 号
	発 行 局 課

」

に 改 め 、 「 前 に 国 民 健 康 保 険 」 の 次 に 「 の 世 帯 主 」 を 加 え る 。

第 8 号 様 式 表 面 を 次 の よ う に 改 め る 。

第8号様式

(表)

神 奈 川 県 国 民 健 康 保 険 食事療養（生活療養）標準負担額減額認定証											
有効期限		年	月 日								
交付年月日		年	月 日								
被 保 険 者 証 記 号 ・ 番 号											
世 帯 主	住 所										
	氏 名										
減 額 対 象 者	氏 名		男・女								
	生 年 月 日										
発 効 期 日											
長期入院該当年月日		年 月 日から	交付 者印								
交 付 者 の 名 称 及 び 印 並 び に 保 険 者 番 号		横 浜 市 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> 印									

(注意) 1 裏面を参照してください。

2 長期入院該当年月日欄に交付者印がない場合は、長期入院該当ではありません。

(縦 12.8 センチメートル、横 9.1 センチメートル)

第 15 号 様 式 表 面 を 次 の よ う に 改 め る。

第15号様式

(表)

神奈川県国民健康保険特定疾病療養受療証				
有効期限 年 月 日				
交付年月日 年 月 日				
認 定 疾 病 名				
被 保 険 者 証 記 号 ・ 番 号				
被 保 険 者	氏 名			
	生 年 月 日		性別	
発 効 期 日				
自 己 負 担 限 度 額				
交 付 者 の 名 称 及 び 印 並 び に 保 険 者 番 号		横 浜 市		
			印	

(注意) 裏面を参照してください。

(縦12.8センチメートル、横9.1センチメートル)

第 15 号 様 式 の 2 表 面 を 次 の よ う に 改 め る 。

(表)

神奈川県国民健康保険限度額適用認定証	
有効期限	年 月 日
交付年月日	年 月 日
被 保 険 者 証 記 号 ・ 番 号	
世 帯 主	住 所 氏 名
適 用 対 象 者	氏 名 男・女 生 年 月 日
発 効 期 日	
適 用 区 分	
交 付 者 の 名 称 及 び 印 並 び に 保 険 者 番 号	横 浜 市 印

(縦 12.8 センチメートル、横 9.1 センチメートル)

(備考)

余白に適宜注意事項等を記載することができる。

第15号様式の2裏面中「国民健康保険限度額適用認定証」を「神奈川県国民健康保険限度額適用認定証」に改め、「(2) 高齢受給者証の交付を受けることができるようになったとき。」を削り、「(3)」を「(2)」に、「(4)」を「(3)」に改める。

第15号様式の3表面中「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」を「神奈川県国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」に、「保険者印」を「交付者印」に、「保険者の名称」を「交付者の名称」に改め、同様式裏面中「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」を「神奈川県国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」に改める。

第15号様式の4表面を次のように改める。

第15号様式の4

(表)

神奈川県国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証				
有効期限		年	月	日
交付年月日		年	月	日
被 保 険 者 証 記 号 ・ 番 号				
世 帯 主	住 所			
	氏 名			
対 適 象 ・ 減 者 額	氏 名			男・女
	生 年 月 日			
発 効 期 日				
適 用 区 分				
長期入院該当年月日	年	月	日	交付 者印
交 付 者 の 名 称 及 び 印 並 び に 保 険 者 番 号	横 浜 市			印

(注意) 長期入院該当年月日欄に交付者印がない場合は、長期入院該当ではありません。

(縦 12.8センチメートル、横 9.1センチメートル)

(備考)

- 1 この証は、非課税世帯に属する被保険者のうち、70歳未満の者に交付するものとする。
- 2 余白に適宜注意事項等を記載することができる。

第15号様式の4裏面中「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」を「神奈川県国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」に改め、「(2) 高齢受給者証の交付を受けるようになったとき。」を削り、「(3)」を「(2)」に、「(4)」を「(3)」に改める。

第20号様式表面を次のように改める。

第20号様式

(表)

神奈川県国民健康保険特別療養証明書			
有効期間 年 月 日から 年 月 日まで			
被 保 険 者 証 記 号 ・ 番 号			
世 帯 主	氏 名		
	住 所		
受 給 者	氏 名		
	生 年 月 日		性別 男・女
	資 格 区 分	一 般 ・ ⑤本 人 ・ ⑤被扶養者	
	現 住 所		
交 付 者	保 險 者 番 号		
	名 称	横 浜 市	
	所 在 地		

上記の者は、本市国民健康保険の特別療養給付を受ける資格を有することを証明します。

年 月 日

横浜市

区長 印

保険医療機関等の名称 及び印並びに保険 医等の氏 名 療養給付の記録	印	
※ 傷 病 名		
※ 開 始 年 月 日		
※ 入 院 年 月 日		
※ 終 了 年 月 日		
※ 転 帰		
※ 請 求 金 額		
※ 備 考		

(B5)

第21号様式中「国民健康保険被保険者受療証」を「神奈川県国民健康保険被保険者受療証」に改め、「40-」を削り、

保 険 者	名 称	横 浜 市						
	所 在 地	横 浜 市 中 区 港 町 1 丁 目 1 番 地						
	番 号							

を
「

交 付 者	名 称	横 浜 市						
	所 在 地							
	保険者番号							

に改める。

第36号様式を次のように改める。

第36号様式

年度国民健康保険の収入申立書

(年中の収入)

(申立先)

横浜市

区長

年 月 日

課

係あて

被保険者証番号

住 所			
世帯主氏名		電話番号	
所得未確認者氏名		生年月日	

1 年 月 日の居住地について、いずれかに○印を付け、②の場合は、住所を記入してください。

① 上記の住所に居住

② ①以外の住所の場合はその住所（国外の場合は国名）

2 税金の申告を済ませた人は、申告年月日・申告先・申告書に記載した住所を記入してください。

年 月 日に へ申告済（税務署又は区役所の名称）

申告書に記載した住所

3 年金の支給を受けていた人は、その種類に○印を付け、 年1月1日から12月31日までの間の収入金額を記入してください。

① 国民年金の「老齢基礎年金」、「障害基礎年金」、「遺族基礎年金」、「寡婦年金」、「死亡一時金」

② 厚生年金の「老齢厚生年金」、「障害厚生年金」、「障害手当金」、「遺族厚生年金」

③ 共済年金の「退職共済年金」、「障害共済年金」、「障害一時金」、「遺族共済年金」

上記の期間における収入金額は 円です。

上記のうち、老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職共済年金は 円です。

4 上記以外の収入があった人は、その種類に○を付け、 年1月1日から12月31日までの間の収入金額を記入してください。

① 給与収入

上記の期間における収入金額は 円です。

② 雇用保険法による失業等給付（失業保険金）

上記の期間における収入金額は 円です。

③ ①、②以外の収入の場合はその名称

上記の期間における収入金額は 円です。

5 収入が全くなかった人は、 年1月1日から12月31日までの間の生活状況について記入してください。

① 収入がある人に扶養されていた。

扶養していた人の住所

扶養していた人の氏名

所得未確認者との続柄

② その他（具体的に記入してください。）

(B 5)

第39号様式中「年度 横浜市 国民健康保険料納付書（兼領収書）」を「横浜市 国民健康保険料納付書（兼領収書）」に改め、「保険料額」を削る。

第39号様式の2中「領収金額」を削る。

第40号様式及び第40号様式の2中「保険料額」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

横 浜 市 建 築 基 準 法 施 行 細 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す
る。

平 成 30 年 3 月 30 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 規 則 第 40 号

横 浜 市 建 築 基 準 法 施 行 細 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

横 浜 市 建 築 基 準 法 施 行 細 則 （ 昭 和 38 年 2 月 横 浜 市 規 則 第 13 号 ） の
一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

第 13 条 の 見 出 し を 「 （ 建 蔽 率 の 緩 和 ） 」 に 改 め 、 同 条 第 1 項 第 3
号 中 「 （ 平 成 7 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 19 号 ） 第 6 条 第 1 項 」 を 「 （ 平
成 28 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 62 号 ） 第 8 条 第 1 項 」 に 、 「 第 2 条 第 2 号
」 を 「 第 2 条 第 8 号 」 に 、 「 整 備 用 地 」 を 「 後 退 用 地 」 に 改 め る。

別 表 第 1 (1) の 項 中

「

条例第3条第1項第6号の規定が適用される建築物	配置図	急傾斜地崩壊防止工事により整備されている範囲
-------------------------	-----	------------------------

」

を

「

条例第3条第1項第6号の規定が適用される建築物	配置図	条例第3条第1項第6号に規定する工事により整備されている範囲
条例第3条第1項第6号イの規定が適用される建築物	条例第3条第1項第6号イの規定に適合することの確認に必要な図書	条例第3条第1項第6号イに規定する対策工事等その他これに類する土砂災害の防止に関する工事であることを確認するために必要な事項

」

に 改 め る。

第 2 号 様 式 中 「 建 ぺ い 率 」 を 「 建 蔽 率 」 に 、 「 計 画 建 ぺ い 率 」 を
「 計 画 建 蔽 率 」 に 改 め る。

第 7 号 様 式 正 本 注 意 3 及 び 同 様 式 副 本 注 意 3 中 「 建 ぺ い 率 」 を 「
建 蔽 率 」 に 改 め る。

附 則

こ の 規 則 は 、 平 成 30 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る。

横 浜 市 予 算、決 算 及 び 金 銭 会 計 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ
に 公 布 す る。

平 成 30 年 3 月 30 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 規 則 第 41 号

横 浜 市 予 算、決 算 及 び 金 銭 会 計 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規
則

横 浜 市 予 算、決 算 及 び 金 銭 会 計 規 則（昭 和 39 年 3 月 横 浜 市 規 則 第
57 号）の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 54 条 第 2 項 第 45 号 及 び 第 46 号 を 次 の よう に 改 め る。

(45) 教 育 委 員 会 事 務 局 人 権 健 康 教 育 部 人 権 教 育・児 童 生 徒 課 長

(46) 教 育 委 員 会 事 務 局 人 権 健 康 教 育 部 健 康 教 育 課 長

第 55 条 第 2 項 第 47 号 の 3 の 次 に 次 の 1 号 を 加 え る。

(47) の 4 高 圧 ガ ス 保 安 法（昭 和 26 年 法 律 第 204 消 防 局 総 務 部 総
号）の 規 定 に 基 づ き 行 わ れ る 高 圧 ガ ス の 製 造 務 課 長

、高 圧 ガ ス の 製 造 の た め の 施 設 若 し く は 第 一
種 貯 蔵 所 の 位 置 等 の 変 更 の 工 事、製 造 を す る
高 圧 ガ ス の 種 類 若 し く は 製 造 の 方 法 の 変 更 又
は 高 圧 ガ ス の 貯 蔵 所 の 設 置 の 許 可、高 圧 ガ ス
の 製 造 の た め の 施 設 又 は 第 一 種 貯 蔵 所 の 完 成
検 査、輸 入 を し た 高 圧 ガ ス 及 び そ の 容 器 の 検
査、特 定 施 設 の 保 安 検 査、容 器 検 査、容 器 再
検 査、附 属 品 検 査、附 属 品 再 検 査、容 器 検 査
所 の 登 録 又 は 登 録 の 更 新 並 び に 容 器 に 充 填 す
る 高 圧 ガ ス の 種 類 又 は 圧 力 の 変 更 に 係 る 刻 印
等 に 関 す る 手 数 料

第 55 条 第 3 項 第 28 号 及 び 第 29 号 を 次 の よう に 改 め る。

(28) 及 び (29) 削 除

第 100 条 第 1 項 に 次 の 1 号 を 加 え る。

(10) 第 1 号 及 び 第 2 号 に 掲 げ る 歳 入 に 係 る 延 滞 金 並 び に 第 3 号、
第 4 号 及 び 第 7 号 に 掲 げ る 歳 入 に 係 る 遅 延 損 害 金

第 124 条 第 1 項 第 49 号 から 第 51 号 ま で を 削 る。

第 126 条 第 1 項 第 3 号 を 削 り、同 項 第 4 号 中「前 3 号」を「前 2
号」に 改 め、同 号 を 同 項 第 3 号 と す る。

第 127 条 中「、第 47 号 及 び 第 49 号 から 第 51 号 ま で」を「及 び 第 47
号」に 改 め る。

附 則

こ の 規 則 は、平 成 30 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る。

告 示

横 浜 市 告 示 第 157 号

公 印 の 新 調

次 の と お り 公 印 を 新 調 す る 。

平 成 30 年 3 月 30 日

横 浜 市 長 林 文 子

公 印 の 名 称	使 用 開 始 年 月 日	印 影
横 浜 市 資 源 循 環 局 街 の 美 化 推 進 課 長 印	平 成 30 年 4 月 1 日	 (方 21 ミ リ メ ー ト ル)